

令和 8 年度実施施策に係る事前分析表（案）

施策名	目標1－1地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり					担当部局名 地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室 気候変動科学・適応室 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域政策課 地域政策課洋上風力環境調査室 地域脱炭素事業推進課 地域脱炭素政策調整担当参事官室 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課 環境経済課 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 廃棄物規制担当参事官室 浄化槽推進室 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 容器包装・プラスチック資源循環室 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 水・大気環境局 脱炭素モビリティ事業室									
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、2050年ネット・ゼロ実現に向け、社会経済構造の転換を推進しつつ、戦略的に取組を進める。					政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期							
達成すべき目標	我が国の目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46％削減することを目指す。さらに、50％の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60％、73％削減することを目指し、2050年までのネット・ゼロの実現を目指す。					政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進								
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）						・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部 ・地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）：第2章および第3章 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）：Ⅲ. 3.（1） ・経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）：第2章3.（1） ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定）：第2章及び第3章 ・日本のNDC（国が決定する貢献）（令和7年2月18日提出）：「世界全体での1.5℃目標と総合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを 2013年度からそれぞれ 60％、73％削減することを目指す」									
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		達成	
			基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
1 温室効果ガス排出量・吸収量（CO2換算トン）		13億9,400万	H25年度	7億6,000万	R12年度	- 10億1,300万	- 9億9,400万	- 集計中	- -	- -	- -	- -	地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく。		
2 エネルギー起源二酸化炭素の排出量（CO2換算トン）		12億3,500万	H25年度	6億7,700万	R12年度	- 9億2,200万	- 9億700万	- 集計中	- -	- -	- -	- -	同上		
3 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量（CO2換算トン）		1億2,940万	H25年度	1億1,560万	R12年度	- 1億1,110万	- 1億750万	- 集計中	- -	- -	- -	- -	同上		

	4	代替フロン等4ガスの排出量 (CO2換算トン)	2,880万	H25年度	2,090万	R12年度	-	-	-	-	-	-	同上						
							3,390万	3,220万	集計中	-	-	-							
	5	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量 (CO2換算トン)	-	-	4,770万	R12年度	-	-	-	-	-	-	同上						
							5,390万	5,230万	集計中	-	-	-							
	6	デコ活応援団(官民連携協議会)参画者数(企業、自治体、団体等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上						
							1204	2236	3896	-	-	-	-						
達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	地球温暖化対策推進法施行推進経費 (平成10年度)	1	004675	(5)	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(国土交通省・経済産業省連携事業)(平成31年度)	1.2	004735	(9)	温室効果ガス関連情報基盤整備事業 (平成16年度)	1.2	004684	(13)	先進的な資源循環投資促進事業(経済産業省連携事業)(令和6年度)	1.2	019732	(17)	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (令和4年度)	1.2	001900
(2)	脱炭素社会実現に向けた国際研究調査事業 (平成26年度)	1.2	004676	(6)	地域共生型廃棄物発電等導入促進事業 (令和7年度)	1.2	019589	(10)	2050年ネット・ゼロの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費 (平成29年度)	1.2,3,4,5	004749	(14)	Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業 (令和7年度)	1.2	021306	(18)	ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業(経済産業省連携事業)(令和7年度)	1.2	021137
(3)	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 (平成24年度)	1.2	004679	(7)	断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(経済産業省・国土交通省連携事業)(令和4年度)	1.2	007463	(11)	家庭部門のCO2排出実態統計調査事業 (平成25年度)	1.2	004685	(15)	革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業 (令和2年度)	1.2	004755	(19)	環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業(令和6年度)	1.2	007455
(4)	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業(一部経済産業省連携事業)(令和7年度)	1.2	020189	(8)	住宅の脱炭素化促進事業(経済産業省・国土交通省連携事業)(令和7年度)	1.2	021521	(12)	「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業(令和6年度)	1.2,3,6	007457	(16)	産業車両等の脱炭素化促進事業(一部経済産業省・国土交通省連携事業)(令和3年度)	1.2	006220	(20)	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業(令和5年度)	1.2	007456

達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(21)	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業(令和6年度)	1.2	007458	(25)	ゼロエミッション船等の建造促進事業(国土交通省連携事業)(令和6年度)	1.2	019618	(29)	浄化槽システムの脱炭素化推進事業(令和4年度)	1.2	005018	(33)	ブルーカーボン等によるクレジットの創出・利活用に係る早期社会実装促進事業(令和7年度)	1.5	021665	(37)	「脱炭素×復興まちづくり」推進事業(令和3年度)	1.2	005002
(22)	運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業(一部農林水産省、国土交通省連携事業、令和6年度)	1.2	007459	(26)	森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費(平成11年度)	1.5	004705	(30)	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業(一部国土交通省、農林水産省連携事業)(令和4年度)	1.2	005019	(34)	脱炭素志向型住宅の導入支援事業(経済産業省・国土交通省連携事業)(令和6年度)	1.2	020829	(38)	地域脱炭素の推進に向けた基盤情報整備事業(令和8年度)	1.2,3,4,5	21505
(23)	エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(平成25年度)	1.2	004695	(27)	事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業(令和2年度)	1.2	004758	(31)	地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業(文部科学省連携事業)(令和4年度)	1.2	005023	(35)	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等(令和2年度)	1.2	004766	(39)	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業(一部総務省・農林水産省・経済産業省連携事業)(令和6年度)	1.2	019610
(24)	CCUS社会実装・基盤構築事業(令和8年度)	1.2	021530	(28)	データセンター等デジタル基盤の脱炭素化に向けた環境配慮技術の開発・実証事業(総務省連携事業)(令和8年度)	1.2	021522	(32)	地域共生型潮流発電事業モデル構築事業(令和8年度)	1.2	021682	(36)	地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業(令和7年度)	1.2	021490	(40)	中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業(令和8年度)	1.2	021578
達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(41)	グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業(令和5年度)	1.2	005847	45	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(令和5年度)	1.2	007625	(49)	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業(令和5年度)	1.2,4	004756	(53)	—	—	—	(57)	—	—	—
42	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業(令和5年度)	1.2	005848	46	カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業(令和8年度)	1.2	021520	50	特定地域脱炭素移行加速化交付金(令和5年度)	1.2	007469	(54)	—	—	—	(58)	—	—	—
43	再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業(平成30年度)	1.2	004727	47	ゼロエミッション船等の導入支援事業(国土交通省連携事業)	1.2	022284	51	商用車等の電動化促進事業(経済産業省、国土交通省連携事業)(令和5年度)	1.2	007470	(55)	—	—	—	(59)	—	—	—

	-44	脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業（平成30年度）	1.2	004729		-48	脱炭素型循環経済システム構築促進事業（令和5年度）	1.2	005849		-52	脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）（令和6年度）	1.2	020112		(56)	—	—	—		(60)	—	—	—	
	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）																						
			（判断根拠）																						
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																							
			次期目標等への反映の方向性	【施策】																					
			【測定指標】																						
	学識経験を有する者の知見の活用										SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】 													
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報																									

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ②）

施策名	目標 1－2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献					担当部局名					地球環境局 脱炭素社会移行推進室 気候変動観測研究戦略室 地球温暖化対策課 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室							
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、1.5℃目標を達成するための努力を継続することが世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度（JCM）等を通じ、途上国等への脱炭素技術等の普及を推進する。					政策評価実施予定時期		令和 9年 8月		政策評価実施時期								
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉において我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。2050年ネット・ゼロに向けて、世界中でビジネスチャンスが拡大する中、日本の優れた技術を活用して世界の脱炭素化に貢献する。					政策体系上の位置付け		1. 地球温暖化対策の推進										
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）第2章及び第3章 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定）第2章及び第3章 ・日本のNDC（国が決定する貢献）（令和7年2月18日提出）「世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60％、73％削減することを目指す」 ・インフラシステム海外展開戦略2030（令和6年12月24日決定）第2章具体的な施策 3.GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応（GX、気候変動、環境関連の取組）・（その他気候変動対策、環境分野） ・環境インフラ海外展開基本戦略（令和7年版）（令和7年8月策定）第Ⅲ章3つの戦略の柱 ・パリ協定（平成28年11月発効） ・GX2040ビジョン ～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略改訂～（令和5年7月28日閣議決定、令和7年2月改訂）4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				達成		
1	JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量（単位：万t-CO2）（運転・開始済みの事業の数値に基づく）	－	基準年度	10000	R12年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づき設定。					
						－	－	－	－	－	－	－						
						943	1314	1533	－	－	－	－						
測定指標	目標			目標年度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠										達成		
2	パリ協定の実施に向けた貢献	途上国の脱炭素政策の策定や排出削減の実施に関する支援を通じて、パリ協定の政策サイクルを推進する。			R12年度	パリ協定の実施のためには、2030年までに、各国が削減目標を設定し、その実現に向けて排出削減を進めることが重要であり、そのために必要な途上国に対する支援を行うことを目標に設定した。												
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	脱炭素移行支援関連拠出・分担金（平成22年度）	1,2	004693	(5)	アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業（平成16年度）	1, 2	004744	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	気候変動枠組条約拠出金（平成16年度）	2	004739	(6)	温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業（平成26年度）	2	004746	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	パリ協定の実施に向けた検討経費（平成19年度）	2	004740	(7)	脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）の推進事業（令和4年度）	－	006241	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－

	(4)	脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度(JCM)促進事業(平成16年度)	1.2	004742		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)																					
			(判断根拠)																					
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																						
			次期目標等への反映の方向性	【施策】																				
		【測定指標】																						
	学識経験を有する者の知見の活用											SDGs目標との関係	【主な目標】											
													【副次的効果が期待される目標】											
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報																								

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 R8 - ③）

施策名	目標 1－3 気候変動の影響への適応策の推進											担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室				
施策の概要	気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）及び気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定）に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。											政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期			
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。											政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進				
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・気候変動適応法（平成30年法律第50号）第3条、第7条、第8条、第9条、第10条、第14条、第15条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条 ・気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定）第1章第4節、第1章第5節、第3章5節 ・気候変動影響評価報告書（令和8年2月公表）第1章等																
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					達成
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度						
1 法に基づく地域気候変動適応計画を策定している中核市・特例市の数	－	－	85	R8年度	－	65	－	85	－	－	－	法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする規定されているため。令和5年度までに、全ての都道府県及び政令指定都市において地域気候変動適応計画が策定されたことから、今後は、主に中核市・特例市における計画策定を促進する。					
2 気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	－	－	気候変動適応計画の改定	R8年度	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集	気候変動影響評価報告書の素案作成	法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の改定	－	－	－	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を立案して見直ししていくこととされているため。					
					次期報告書作成に向けた情報収集の実施	気候変動影響評価報告書の素案を作成	法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	－	－	－	－						
3 気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度	20	R8年度	15	17	18	20	－	－	－	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。また気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。					
					16	18	19	－	－	－	－						
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 気候変動影響評価・適応推進事業（平成18年度）	1,2,3	004750	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2) －	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3) －	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－
(4) －	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ④）

施策名	目標 2－1 オゾン層の保護・回復											担当部局名	地球環境局 フロン対策室						
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。											政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期					
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。											政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全						
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）第3章、第2節、1.（1）⑤																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					達成		
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度								
	1	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値（ODPtン）	－	－	減少傾向を維持	－	－	1680	1549	集計中	－	－	－	－	－	－		オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。	
2	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率（％）	－	－	43	R8年度	－	－	42	集計中	－	－	－	－	－	－	オゾン層保護の観点から市中で使用されているオゾン層を破壊するフロンの回収を進める必要があるため。			
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		
(1)	フロン等対策推進調査費（平成元年度）	1.2	004768	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ⑤）

施策名	目標 2－2 地球環境保全に関する国際連携・協力										担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 フロン室										
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期									
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みやルールの形成、それらの実施等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。										政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全										
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定） ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年度法律第117号）																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成									
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度											
	1 多国間協力 案件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	多国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。									
2 二国間協力 案件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。									
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金（平成21年度）	1	004739	(5) 国際連携戦略推進費（平成23年度）			1,2	004773	(9) —			—	—	(13) —			—	—	(17) —			—	—
(2) 経済協力開発機構拠出金（平成7年度）	1	004769	(6) 環境国際協力・インフラ戦略推進費（平成10年度）			1,2	004774	(10) —			—	—	(14) —			—	—	(18) —			—	—
(3) 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等（再掲）（平成9年度）	1	004770	(7) モントリオール議定書多数国間基金拠出金（HFC分）（ODA）（令和元年度）			1	004775	(11) —			—	—	(15) —			—	—	(19) —			—	—
(4) 国際連合環境計画拠出金等（平成16年度）	1	004771	(8) —			—	—	(12) —			—	—	(16) —			—	—	(20) —			—	—

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ⑥）

施策名	目 標 2－3 地球環境保全に関する調査研究										担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室 気候変動観測研究戦略室								
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月			政策評価実施時期					
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得し、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。										政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全								
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・気候変動適応法（平成30年法律第50号） ・革新的環境イノベーション戦略（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定） ・今後10年の我が国の地球観測の実施方針（令和7年1月科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会策定） ・統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）																			
測定指標		基準値	基準年度	目 標 値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成							
						R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			R11年度						
1	地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価（5点満点）で4点以上を獲得した課題数（4点以上の課題数／全評価対象課題数）の過去5年間の平均	－	－	75%以上	－	75%	75%	75%	75%	75%	75%	75%	地球環境保全試験研究費研究課題では、外部委員による研究開発課題の事後評価の「総合評価」において、5点中「4点」を「優れた研究」の基準としている。そのため、本政策評価においては、全評価対象課題数に対する4点以上を獲得した課題数の割合を、概ね国民理解を得られるラインと考えられる75%とすることを目標値として設定している。 なお、毎年、事後評価対象課題数にばらつきがあることから、年ごとの研究結果の偏りに左右されることなく、事業遂行の全体的なトレンドを客観的に確認できるよう、当該割合については過去5年間の平均を用いることとした。							
2	各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	－	－	－	－	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	－	－	－	地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や気候変動による影響への適応は必要不可欠であることから、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進し、地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得して施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有するなど、各種成果を政府計画、施策、国際協力、普及啓発等へ活用することが重要であるため。							
						各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	各種成果を施策の策定等に活用	－	－	－	－								
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	地球環境戦略研究機関拠出金（平成10年度）	2	004776	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－		
(2)	地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金（平成16年度）	2	004777	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－		
(3)	地球環境保全試験研究費（平成13年度）	1,2	004778	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－		

	(4)	GOSATシリーズによる地球環境観測事業（平成18年度）	2	004989		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)																					
			(判断根拠)																					
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																						
			次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】																				
	学識経験を有する者の知見の活用												SDGs目標との関係	【主な目標】										
					【副次的効果が期待される目標】																			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報																								

施策名	目標 3－1 大気環境の保全										担当部局名	水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室 モビリティ環境対策課			
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(令和4年11月22日閣議決定)第2														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
	1	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	－	－	100	－	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
	2	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	－	－	100	－	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
	3	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	－	－	100	－	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	
	4	我が国の降水中pHの加重平均値(pH)	－	－	5.6	毎年度	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。	
	5	アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合(解体等工事に係るもの)(%)	－	－	100	毎年度	100	100	100	100	100	100	100	環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本/L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本/Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。	
	6	解体等工事に係る事前調査結果の報告件数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。	
							764145	863145	集計中	－	－	－	－		

	7	環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数	-	-	2	毎年度	2	2	2	2	2	2	有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。											
	8	我が国における水銀大気排出量(t)	-	-	前年度実績値以下	毎年度	10.3	9.2	-	-	-	-	水銀の大気排出量について前年度と比較して削減することが、大気環境中の水銀濃度の低減につながるため、測定指標として設定した。											
							9.2	集計中	集計中	-	-	-			-									
測定指標		目標			目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								達成									
	9	我が国における水銀大気排出量(t)	データの把握及び関係諸国への共有			-	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。																	
	10	放射性物質に係る環境汚染の防止	国内環境放射線データの把握及び国民への共有			-	我が国における一般環境中の放射性物質による健康影響に関する最新情報を環境放射線量率のモニタリングにより把握し、放射性物質による環境の汚染防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。																	
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号					
	(1)	大気汚染防止推進費(昭和46年度)	1～4,7,9	004780		(5)	大気環境監視システム整備経費(昭和47年度)	1	-		(9)	環境管理技術調査検討費(昭和50年度)【関連R5-9、関連R5-10】	1	004786		(13)	-	-	-		(17)	-	-	-
	(2)	有害大気汚染物質等対策推進費(平成23年度組替)	1,7	005934		(6)	大気環境に関する国際協力推進費(平成14年度)	9	007476		(10)	水銀大気排出対策推進事業費(平成27年度)	8	004782		(14)	-	-	-		(18)	-	-	-
	(3)	石綿飛散防止総合対策費(平成23年度組替)	5,6	004690		(7)	モビリティ大気汚染対策推進費(昭和38年度)	1,2,3	005850		(11)	放射能調査研究費(昭和32年度)	10	-		(15)	-	-	-		(19)	-	-	-
	(4)	光化学オキシダント等総合対策費(平成20年度(令和6年度より名称変更))	1	004787		(8)	EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費(令和2年度)	-	004824		(12)	-	-	-		(16)	-	-	-		(20)	-	-	-

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
	【副次的効果が期待される目標】						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

令和8年度事前分析表及び政策評価書_目標3－1 別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]											
ア. 二酸化いおう(SO2) エ. 二酸化窒素(NO2) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)											
イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(Ox) ク. テトラクロロエチレン											
ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン											
②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]											
ア. 二酸化窒素(NO ₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)											
イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO2) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)											
③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]											
ア. 二酸化窒素(NO2) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)											
年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	目標年	目標値
	①ア	99.5	99.8	99.6	集計中					毎年度	100
	イ	100	100	100	集計中					毎年度	100
	ウ	100	100	100	集計中					毎年度	100
	エ	100	100	100	集計中					毎年度	100
	オ	0.1	0.1	0	集計中					毎年度	100
	カ	100	100	99.7	集計中					毎年度	100
	キ	100	100	100	集計中					毎年度	100
	ク	100	100	100	集計中					毎年度	100
	ケ	100	100	100	集計中					毎年度	100
	コ	99.9	100	99.5	集計中					毎年度	100
	②ア	100	100	100	集計中					毎年度	100
	イ	100	100	100	集計中					毎年度	100
	ウ	0	0	0	集計中					毎年度	100
	エ	100	100	100	集計中					毎年度	100
	オ	100	100	100	集計中					毎年度	100
	カ	100	100	100	集計中					毎年度	100
	③ア	100	100	100	集計中					毎年度	100
	イ	100	100	100	集計中					毎年度	100

施策名	目標3－2大気生活環境の保全										担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課			
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全										政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
	1騒音に係る環境基準達成状況(%)	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。		
						90	90.3	集計中	－	－	－	－			
	2騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。		
						95	95.6	集計中	－	－	－	－			
	3航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。		
						87	86.1	集計中	－	－	－	－			
	4新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。		
						50	43.7	集計中	－	－	－	－			
	5振動に係る全国の苦情件数(件)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。		
						4267	4508	集計中	－	－	－	－			
	6悪臭に係る全国の苦情件数(件)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。		
						11735	11076	集計中	－	－	－	－			

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標 3－3 水環境の保全（海洋環境の保全、東日本大震災に関する環境放射線モニタリングを含む。）					担当部局名		水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 環境創造室 水道水質・衛生管理室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室			
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。加えて安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて水道法に基づく水質基準の逐次見直し等を行う。また、被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。					政策評価実施予定時期		令和 9年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。このほか、安全な水道水の供給が行えるよう、適切な水道水質基準の設定等を行う。被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。					政策体系上の位置付け		3. 大気・水・土壌環境等の保全			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 水循環基本計画（令和6年8月30日閣議決定） 第2部 10 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 瀬戸内海環境保全基本計画第3の1等（令和4年2月25日閣議決定） 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針第1等（令和元年5月31日閣議決定） 第4期海洋基本計画第2部の3等（令和5年4月28日閣議決定） 総合モニタリング計画（2011年8月モニタリング調整会議決定、2025年3月改定）											

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
					年度ごとの実績値								
	基準年度	目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
1 公共用水域における水質環境基準の達成率（健康項目）（％）	－	－	100	毎年度	－ 99	－ 99.1	－ 集計中	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
2 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD／COD）（％）【全体】	－	－	100	毎年度	－ 89.2	－ 88.6	－ 集計中	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	
3 地下水における水質環境基準の達成率（％）	－	－	100	毎年度	－ 94.9	－ 94.4	－ 集計中	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等（％）	－	－	100	毎年度	別紙のとおり 別紙のとおり	別紙のとおり 別紙のとおり	別紙のとおり 別紙のとおり	別紙のとおり 別紙のとおり	別紙のとおり 別紙のとおり	別紙のとおり 別紙のとおり	別紙のとおり 別紙のとおり	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したものの。	
5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm／年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合（％）	－	－	100	毎年度	－ 82.8	－ 88.9	－ 集計中	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から（旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号）、測定指標として選定したものの。	
6 水道水質基準適合率（％）	－	H16	100	毎年度	－ 99.1	－ 集計中	－ 集計中	－ －	－ －	－ －	－ －	水道法第4条に基づく水質基準は、「水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件」として定められたものであり、安全な水道水を継続的に供給するうえで、水道水の水質の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	
7 公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－	－	3145回	R8年度	3145 3144	3145 3144	3145 3145	3145 －	－ －	－ －	－ －	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	

	8	地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	200回	R8年度	915	909	208	200	-	-	-	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
	878	854	200	-	-	-	-								
	9	被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	30回	R8年度	144	144	120	30	-	-	-	被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
							144	144	120	-	-	-	-		
	10	ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	432回	R8年度	492	492	408	432	-	-	-	国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
							492	432	407	-	-	-	-		
	11	CCSベースラインモニタリング実施箇所数(地域)	-	-	2地域	R8年度	-	-	-	2	-	-	-	事業を安全かつ確実に進めるために、CO2の圧入開始前に貯留サイト周辺の海洋環境の初期状態を把握するため、ベースラインモニタリングを実施している。経時的変動を捉えるため、CCS候補地のベースラインモニタリングを継続することを目的とする。	
							-	-	-	-	-	-	-		
	12	海洋環境モニタリングによって把握された、廃棄物の海洋投入処分を由来とした汚染の可能性がある地点数(地点)	-	-	0	毎年度	-	-	-	0	0	0	0	廃棄物の海洋投入処分等の影響を把握するため、日本周辺海域の海洋環境モニタリング調査を行っており、専門家による検討会での議論を踏まえて調査結果をとりまとめ、公表している。 当該海洋環境モニタリングによって把握された、廃棄物の海洋投入処分を由来とした汚染の可能性がある地点数について0地点を継続することを目的とする。	
							-	-	-	-	-	-	-		
	13	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	-	-	47都道府県	毎年度	-	-	-	47	47	47	47	全国的な実態の網羅的な把握、国民に対する透明性と全国共通の基準	
							-	-	-	-	-	-	-		

	測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										達成
	14	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	国際的な水環境問題の解決に寄与すること。		-	水循環基本計画やインフラシステム海外展開戦略等において、我が国の水循環に関する歴史や経験、その過程において培われた優れた水関連制度、技術、それらのシステム等の海外展開を推進することとしており、アジア地域等における我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有による水環境ガバナンスの強化および水処理技術の海外展開等を図ることは、国際的な水環境問題の解決に寄与することから測定目標として選定したもの。										
15	海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供すること。		-	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。											

達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号				
(1)	水質汚濁防止推進費(平成22年度)	1,2,7,8,13	004802	(5)	地下水・地盤環境対策費(平成19年度)	2,5	004809	(9)	海洋プラスチックごみ総合対策費(平成19年度)	15	004814	(13)	水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費(平成17年度)	9	002369	(17)	地下水放射性物質モニタリング調査(平成23年度)	8	000643
(2)	閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費(昭和53年度)	1,4	004805	(6)	水環境に関する国際協力推進費(平成22年度組替)	14	004810	(10)	良好な水環境の創出と健全な水循環推進費(令和5年度)	1	004818	(14)	PFAS対策推進費(令和5年度)	1,3	019682	(18)	被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年度)	9	000643

	(3)	有明海・八代海等再生評価支援事業費（有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む）（平成19年度）	1,4	004806		(7)	海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費（昭和61年度）	11,12	004804		(11)	琵琶湖保全再生等推進費（平成29年度）	2	004819		(15)	水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費（令和5年度）	1	004790		(19)	ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査（令和4年度）	10	000643
	(4)	豊かさを実感できる海の再生事業（平成22年度）	1,4	004807		(8)	ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業（平成19年度）	-	004813		(12)	環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-7、関連R5-10】	1	004786		(16)	公共用水域放射性物質モニタリング調査（平成23年度）	7	000643		(20)	在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費（昭和53年度）	1	004784
	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）																					
			（判断根拠）																					
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																						
																					次期目標等への反映の方向性	【施策】		
	【測定指標】																							
	学識経験を有する者の知見の活用								SDGs目標との関係	【主な目標】														
									【副次的効果が期待される目標】															
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報																								

令和 8 年度事前分析表及び政策評価書_目標 3－3 別紙

測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						
						年度ごとの実績値						
			基準年度		目標年	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
	瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	毎年度	－	－	－	－	－	－	－
						79.1 96.5	81.1 96.5	集計中				
	大阪湾における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	毎年度	－	－	－	－	－	－	－
						66.7 100	66.7 100	集計中				
	東京湾における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	毎年度	－	－	－	－	－	－	－
						68.4 83.3	68.4 100	集計中				
	伊勢湾における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	毎年度	－	－	－	－	－	－	－
						50 85.7	56.3 85.7	集計中				
	赤潮の発生件数[件] （瀬戸内海/有明海/八代海）	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－
						85/41/9	78/28/12	集計中				

施策名	目 標3－4土壌環境の保全											担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室					
施策の概要	○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。 ○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。											政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。											政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全					
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
	1	土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績＝措置実施区域数／要措置区域数)	－	－	100	毎年度	100	100	100	100	100	100	100	土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。				
	2	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	－	－	100	毎年度	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。				
3	土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数	－	－	2	R8年度	2	2	2	2	2	2	2	環境基本法では、環境基準について常に科学的に適切な判断を加えて改定することとしているため、土壌環境基準等の設定・見直し等を測定指標として設定した。また、これらの設定・見直し等を検討した結果、直ちに設定・見直し等を行う必要がない場合もあるため、定量的な測定指標としては検討を行った項目の数として設定した。なお、継続的に達成・維持を目指すべきものであるため、具体的な目標年度の設定は困難である。					
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1)	土壌汚染対策費 (平成28年度)	1,2	004821	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	環境管理技術調査検討費 (昭和50年度) 【関連R5-7、 関連R5-9】	1	004786	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	PFAS対策推進費 (令和5年度)	3	019682	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－
(4)	水・土壌環境における有害物質等の対策検討調査費 (令和5年度)	3	004790	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)			
			(判断根拠)			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】			
	【測定指標】					
学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報						

施策名	目 標 3－5 ダイオキシン類・農業対策										担当部局名	水・大気環境局 環境汚染対策室 農業環境管理室		
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農業について、農業の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農業登録基準（水域基準）を設定する。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。新たに登録申請があった農業含め水産基準が未設定である農業について、リスク評価を行い、必要な農業について水域基準を設定する。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成	
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
1	ダイオキシン類排出総量（g-TEQ/年）	－	－	176	毎年度	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値（※）の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 （※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する（削減目標量：176g-TEQ／年））	
2	水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農業数（累計）	－	－	627	R8年度	608	618	620	627	－	－	－	農業取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農業のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農業登録基準（水域基準）を迅速かつ的確に設定することにより、農業の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農業有効成分数を測定指標として設定した。	
3	ダイオキシン類（大気）に係る環境基準達成率（％）	－	－	100	毎年度	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
4	ダイオキシン類（水質）に係る環境基準達成率（％）	－	－	100	毎年度	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
5	ダイオキシン類（底質）に係る環境基準達成率（％）	－	－	100	毎年度	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
6	ダイオキシン類（地下水）に係る環境基準達成率（％）	－	－	100	毎年度	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
7	ダイオキシン類（土壌）に係る環境基準達成率（％）	－	－	100	毎年度	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	ダイオキシン 類総合対策 費 （平成12年 度）	1,3～7	004823	(5)		—	—	—	(9)	—		—	—	(13)	—	—		—	(17)	—	—	—
(2)	農薬環境影 響評価対策 費 （平成17年 度） 【関連R6-11】	2	004822	(6)		—	—	—	(10)	—		—	—	(14)	—	—		—	(18)	—	—	—
(3)	—	—	—	(7)		—	—	—	(11)	—		—	—	(15)	—	—		—	(19)	—	—	—
(4)	—	—	—	(8)		—	—	—	(12)	—		—	—	(16)	—	—		—	(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）																			
			（判断根拠）																			
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																				
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】																			
	【測定指標】																					
	学識経験を有する者の 知見の活用									SDGs目標との関係	【主な目標】											
											【副次的効果が期待される目標】											
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																						

施策名	目標 4－1 国内及び国際的な循環型社会の構築										担当部局名	環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室			
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等の着実な実行及び、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等の推進により、国内及び国際的な循環型社会の形成を図る。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等を推進し、国内及び国際的な循環型社会の形成を目指す。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・循環経済行動計画(令和8年4月21日循環経済に関する関係閣僚会議決定) ・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)第6章等 ・インフラシステム海外展開戦略2030(令和6年12月閣議決定)第2章等														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					年度ごとの実績値										
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
1 資源生産性 (GDP／天然資源等投入量)(万円/トン)	約25.3	H12年度	約60	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。 循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー(「もの」の流れ)の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。我が国が目指してきた循環型社会は、大量生産・大量消費・大量リサイクルが行われる社会ではなく、入口の部分の天然資源の投入が適切に抑制される社会であることから、総物質投入量のうち、どれだけ循環利用された資源が投入されているか確認するため、「入口側の循環利用率」によりこの進捗を把握する。			
2 入口側の循環利用率(循環利用量／総物質投入量)(%)	約10.0	H12年度	約19	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。 循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー(「もの」の流れ)の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。 入口側の循環利用率に加えて、出口(排出)側の廃棄物処理業者やリサイクル業者の努力を的確に計測する観点からは、廃棄物等発生量のうち、どれだけ循環利用されているかを把握することも必要であり、数値目標を設定した。			
3 出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発生量)(%)	約35.8	H12年度	約44	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。 循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー(「もの」の流れ)の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。			
4 廃棄物最終処分量(百万トン)	約56.0	H12年度	約11	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行の進展を表す観点で指標が設定されており、成長戦略フォローアップ工程表における KPI(2030 年までに、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を、現在の約 50 兆円から 80 兆円以上にすることを目指す)としても設定されている。			
5 循環型社会ビジネス市場規模(兆円)	約40.0	H12年度	80以上	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画、成長戦略フォローアップ工程表において目標が設定されている。			
6 廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移(億円)	約2059	R2年度	約2,600(仮)	R7年度	-	-	約2,600(仮)	-	-	-	-	成長フォローアップ工程表において、「焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額を2020年度実績から2025年度までに3割程度増加させることを目指す」とKPIが設定されている。			
					約2452	集計中	集計中	-	-	-	-				
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										達成
7 二国間及び多国間の協力の実施	-		-		廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するとともに、我が国の静脈産業の発展にも寄与する、極めて意義深い政策。循環型社会形成推進基本計画では、国際的な対話・協力関係を促進することとされているため。										

		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】			
			【測定指標】			
	学識経験を有する者の 知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報						

令和8年度事前分析表及び政策評価書 目標4ー2										別 紙	
測定指標		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材：%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン] 7. 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%] 8. 容器包装等の排出量の累積削減率[%] 9. 容器包装等のリサイクル率[%] 10. 国内樹脂製品消費量及び加工ロス量に対する再生樹脂投入率[%] 11. バイオマスプラスチック類の製品重量[万トン]									
年度ごとの目標値			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	670	666	660	656	652	573	568	R12年度	652 (計画値)
		実績値	634	618	—						84 (計画値)
	イ	年度ごとの計画値	83	83	84	84	84	94	94		343 (計画値)
		実績値	71	82	—						793 (計画値)
	ウ	年度ごとの計画値	339	340	341	342	343	345	344		
		実績値	351	361	—						
	エ	年度ごとの計画値	762	770	780	792	793	798	800		
		実績値	756	768	—						
指標2	—	年度ごとの目標値	—	—	—	-	-	-	-	R12年度	70.9
		実績値	70.4	66.9	—						
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	95	95	95	R11年度	95
		実績値	97								75
	イ	年度ごとの目標値	75	75	75	75	75	75	75		65
		実績値	61								50
	ウ	年度ごとの目標値	60	60	65	65	65	65	65		
		実績値	63								
	エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	50	50	50		
		実績値	34								
指標4	—	年度ごとの目標値	—	97	—	—	-	-	-	R6年度	97
		実績値		—							
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	70	各年度	70
		実績値	96～97.3	96.5～96.8	—						85
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85		
		実績値	96～97	96～97	—						
指標6	—	年度ごとの目標値	14	14	14	14	14	14	14	R11年度	14
		実績値	8.6	8.7	—						
指標7	—	年ごとの目標値	—	—	—	-	-	-	-	R17年 (2035年)	100%
		リサイクル+熱回収 [%]	86.9%	88.9%	—						
		(リサイクル率)	21.7%	22.3%	—						
指標8	—	年度ごとの目標値	—	—	—	—	-	-	-	R12年 (2030年)	25%
		実績値	20.2%	20.2%	—						
指標9	—	年度ごとの目標値	—	—	—	—	-	-	-	R12年 (2030年)	60%
		実績値	34.5%	34.3%	—						
指標10	—	年度ごとの目標値	—	—	—	—	-	-	-	R12年 (2030年)	18.2%
		実績値	5.4%	4.7%	—						
指標11	—	年度ごとの目標値	—	—	—	—	-	-	-	R12年 (2030年)	200
		実績値	17.7	20.5	—						

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ⑭）

施策名	目標 4－3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課			
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・循環経済行動計画（令和8年4月21日循環経済に関する関係閣僚会議決定） ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等 ・廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）第3章等 ・国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）第3章等														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成			
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			R11年度		
	1 一般廃棄物の排出量（百万トン）	55	H12年度	37	R12年度	—	—	—	—	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定			
						39	38	集計中	—	—	—			—	
	2 一般廃棄物のリサイクル率（％）	21	H24年度	26	R12年度	—	—	—	—	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定			
						20	19	集計中	—	—	—			—	
	3 一般廃棄物の最終処分量（百万トン）	4.7	H24年度	3	R12年度	—	—	—	—	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定			
						3.2	3.1	集計中	—	—	—			—	
	4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量（g-TEQ/年）	33	H22年度	33	当面の間	33	33	33	33	33	33	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画			
						25	24	集計中	—	—	—			—	
	5 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合（％）	41	R2年度	46	R9年度	—	—	—	—	46	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画		
						43	45	集計中	—	—	—	—			
	6 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合（％）	0	R5年度	100	R9年度	—	—	—	—	100	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画		
						0	0	2	—	—	—	—			

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目 標 4－4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）										担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室 環境再生・資源循環局 資源循環課			
施策の概要	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・循環経済行動計画（令和8年4月21日循環経済に関する関係閣僚会議決定） ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成		
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
	1 産業廃棄物の排出量（百万トン）	379	H24年度	374	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定		
						367	（速報値） 359	集計中	-	-	-	-			
	2 産業廃棄物の出口側の循環利用率（％）	36	H25年度	37	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定		
						37	37	集計中	-	-	-	-			
	3 産業廃棄物の最終処分量（百万トン）	13	H24年度	8	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定		
						8.7	（速報値） 8.5	集計中	-	-	-	-			
	4 低濃度PCB廃棄物の処理（台数）	-	-	300000	R17年度	-	-	-	-	-	-	-	国内に約30万台存在すると推計されている低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が今後廃棄物となった後、速やかに処理を行う。国土強靱化実施中期計画において設定された目標値と整合する目標値を設定。		
						-	-	-	-	-	-	-			
	5 産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率（％）	60	R4年度	75	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画		
						62	65	（速報値） 67	-	-	-	-			
	6 産業廃棄物の最終処分場の残余年数（年）	-	-	17	R12年度	17	17	17	17	17	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画		
						20	集計中	集計中	-	-	-	-			
	7 目標期間内にバーゼル条約締約国会議（COP）で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数（件）	2	H28～R2年度	3	R4年度からR9年度の6年度間	-	-	-	-	-	-	-	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。（以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件）		
						1	0	1	-	-	-	-			
	8 バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸出国から通報を受領した件数（件）	9	H26年度	3	毎年度	3	3	3	3	3	-	-	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績（平成26年度、9件）を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。		
						1	1	1	-	-	-	-			

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号					
(1)	廃棄物処理 施設整備費 補助(平成12 年度)		4.5,7	4842	(5)	産業廃棄物 等処理対策 推進費(平成2 年度)		1,2,3	-	(9)	廃棄物等輸 出入適正化 推進費(平成 8年度)		8,9	4859	(13)	-		-	-	(17)	-		-	-
(2)	PCB廃棄物適 正処理対策 推進事業(平 成13年度)		4.5	4854	(6)	動静脈連携に よる資源循環 情報活用推 進費(令和6 年度)		1,2,3,6	5011	(10)	産業廃棄物 等処理対策 等対策強化 費(平成2年 度)		1,2,3	0132	(14)	-		-	-	(18)	-		-	-
(3)	PCB廃棄物対 策推進費補 助金(平成13 年度)		4.5	-	(7)	産業廃棄物 処理業におけ る優良取組推 進費(平成16 年度)		1,2,3,6	4849	(11)	石綿含有廃 棄物無害化 処理技術認 定事業(平成 19年度)		3	-	(15)	-		-	-	(19)	-		-	-
(4)	廃棄物処理シ ステム開発費 (平成13年度)		1,2,3	-	(8)	課題対応型 産業廃棄物 処理施設運 用支援事業 (平成29年 度)		7	4864	(12)	産業廃棄物 等処理対策 推進費(平成2 年度)		1,2,3	-	(16)	-		-	-	(20)	-		-	-

	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）																			
			（判断根拠）																			
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																				
			次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】																		
		【測定指標】																				
学識経験を有する者の 知見の活用									SDGs目標との関係		【主な目標】											
											【副次的効果が期待される目標】											
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報																						

施策名	目標4－5 廃棄物の不法投棄の防止等											担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室					
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進											政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進					
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成					
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
	1	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）	90	H26年度	50	R8年度	50	50	50	50	－	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：100件→50件）したが、未達のため、目標年度を令和8年度に延長。				
	2	年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数（件）	－	－	6	R9年度	13	13	12	11	11	－	－	特定支障除去等維持事業の各計画期間に基づき設定。				
3	産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件）	143	H27年度	年間100件を当面の間維持する。	－	100	100	100	100	－	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：150件→100件）したが、未達のため、年間100件を当面の間維持する。					
4	クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案（件）	－	－	0	毎年度	0	0	0	0	0	－	－	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。					
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	不法投棄等未然防止・事案対策費（平成10年度）	1,2,3	4858	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	水銀廃棄物等適正管理等推進費（平成26年度）	4	4856	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

施策名	目標4－6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理											担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。											政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設である浄化槽の普及推進を通して、政府目標である令和8年度の污水处理施設整備の概成(污水处理人口普及率95%)の実現のみならず、それ以降の各地域の状況を踏まえた污水处理整備に取り組み、生活排水の適正な処理による持続的な水環境の保全を図る。											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)「第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (11)環境 ⑬」 廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)「3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要」 第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)第4章等																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)＝浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	53	H29年度	73	R9年度	71	72	－	－	73	－	－	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。						
					61	63	集計中	－	－	－	－							
2 浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の割合(%)＝浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数/浄化槽整備区域内の単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の総数	68	R5年度	77.9	R12年度	69.5	70.7	71.9	73.1	74.3	75.5	76.7	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の割合を設定した。 残存する単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和7年に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画においても同様の試算が行われている。						
					68	69	集計中	－	－	－	－							
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1) 浄化槽対策推進費(平成16年度)	1	4866	(5) ー	ー	ー	(9) ー	ー	ー	(13) ー	ー	ー	(17) ー	ー	ー				
(2) ー	ー	ー	(6) ー	ー	ー	(10) ー	ー	ー	(14) ー	ー	ー	(18) ー	ー	ー				

	(3) —		—	—		(7) —		—	—		(11) —		—	—		(15) —		—	—		(19) —		—	—
	(4) —		—	—		(8) —		—	—		(12) —		—	—		(16) —		—	—		(20) —		—	—
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)																					
			(判断根拠)																					
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																						
			次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】																				
			【測定指標】																					
学識経験を有する者の 知見の活用										SDGs目標との関係		【主な目標】												
												【副次的効果が期待される目標】												
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報																								

施策名	目標4－7大規模災害等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策											担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生担当参事官付災害廃棄物対策室					
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。											政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進					
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)5. 4. 2等 ・廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)2. (5)等 ・国土強靱化基本計画 (令和5年7月28日閣議決定)第3章等 ・第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)第4章等																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
	1	市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率(%)	8	H25年度	100	R12年度	85	90	95	98	100	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画				
	86	90	調査前	－	－	－	－											
	2	市町村の災害廃棄物処理計画における水害の想定率(%)	23	R2年度	60	R12年度	35	40	45	50	55	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画				
34	35	調査前	－	－	－	－												
3	災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率(%)	都道府県91市町村21	R2年度	都道府県100市町村60	R12年度	都道府県100市町村30	都道府県100市町村35	都道府県100市町村40	都道府県100市町村45	都道府県100市町村50	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画					
						都道府県96市町村30	都道府県96市町村33	調査前	－	－	－	－						
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業(平成26年度)	1,3	4845	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	災害等廃棄物処理事業費補助金等(昭和49年度)	2	4841	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 8 - ⑬)

施策名	目標5－1 基盤的施策の実施・国際的取組										担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター		
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。										政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2023～2030に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、生物多様性の主流化に向けた取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。										政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 生物多様性国家戦略2023～2030（令和5年3月31日閣議決定）第1部等													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成	
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
1	生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている大企業等の数又は割合	74%	R元年度	90%	令和12年度	－	－	90%	90%	90%	90%	90%	生物多様性国家戦略2023～2030（基本戦略3）における行動目標や、ネイチャーポジティブ経済移行戦略（令和6年3月策定）において、企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく情報開示を促すことを掲げており、今後の国際的な開示動向を見据え、開示に取り組む企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられるため。	
					83%	82%	集計中	－	－	－	－			
2	生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	90%	R4年度	90%	R12年度	－	－	－	90%	－	－	－	生物多様性国家戦略2023～2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合を90%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。	
					88%	87%	79%	－	－	－	－			
3	生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合	56%	R4年度	60%	R12年度	－	－	－	58%	－	－	－	生物多様性国家戦略2023～2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合を60%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。	
					62%	58%	54%	－	－	－	－			
4	衛星植生図の整備割合	0%	R7年度	100%	R11年度	－	－	20%	40%	60%	80%	100%	自然環境の基盤情報である植生図について、最新情報を必要とする企業等のニーズや自然共生サイト等のネイチャーポジティブ活動に対応するため、速報性を重視した衛星植生図をR7年度から5年間で着実に全国整備することが必要であるため。	
					－	－	20%				－			
5	生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合	10%	R4年度	30%	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	生物多様性国家戦略2023～2030における行動計画において、生物多様性地域戦略の策定の推進を掲げており、2030年度までに策定市区町村の割合を30%にすることを目標と設定しているため。	
					10%	10%	10%	－	－	－	－			
6	自然環境保全基礎調査種の分布調査（分類群別）の件数	2件／年度	R5年度	2～3件／年度	R14年度	2	2	2	3	2	3	3	自然環境保全法に基づき、全国的な観点から我が国の自然環境の概況及び変化を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するため自然環境保全基礎調査を実施しており、自然環境保全基礎調査マスタープラン（令和5（2023）年3月策定）に基づき、全国の動物分布情報を把握することを目的として種の分布調査を分類群別に実施しているため。	
					2	2	2	－	－	－	－			
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠								達成	
7	生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施	定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善		－		生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていることに加え、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成状況を把握するにあたり、生物多様性条約の各締約国は、同枠組を踏まえて策定した生物多様性国家戦略の実施状況について、同条約のCOP16で設定された指標を用いて評価し、国別報告書として報告することが求められているため。								
8	生物多様性保全に係る国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進		－		生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から新たな世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗を測る指標などの仕組みについて議論されているため。								

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号						
(1)	生物多様性 保全等のための 基盤的事業費（平成20 年度）	1,2,4,6,7	004875	(5)		放射線による 自然生態系 への影響調 査費（平成28年 度）	4	004874	(9)	－		－	－	(13)	－	－		－	(17)	－	－	－
(2)	生物多様性 保全等のための モニタリン グ等事業費 （昭和48年 度）	3,6	004870	(6)		－	－	－	(10)	－		－	－	(14)	－	－		－	(18)	－	－	－
(3)	ネイチャーポ ジティブ（NP） の実現に向け た生物多様性 保全等のための 国際協力・ ルール先導 推進費 （平成19年度）	5,6,7	004877	(7)		－	－	－	(11)	－		－	－	(15)	－	－		－	(19)	－	－	－
(4)	国際分担金 等経費 （昭和54年 度）	6	004869	(8)		－	－	－	(12)	－		－	－	(16)	－	－		－	(20)	－	－	－
	評価 結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）																			
			（判断根拠）																			
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																				
			次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】																		
	【測定指標】																					
	学識経験を有する者の 知見の活用									SDGs目標との関係		【主な目標】										
												【副次的効果が期待される目標】										
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																						

施策名	目標5－2 自然環境の保全・再生										担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課				
施策の概要	陸域及び海域の30％以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化することで、自然環境の保全・再生を図る。										政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期			
達成すべき目標	・国立・国定公園の大規模拡張をはじめとした保護地域の拡張と管理の質の向上 ・自然共生サイト認定の促進 ・国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECM該当地域の整理 ・海域におけるOECMの設定に関する検討										政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全				
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度					
1新規指定及び大規模拡張、公園計画の見直しを実施した国立・国定公園数	－	－	1	毎年度	10地区	8地区	3地区	7地区	－	－	－	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、新規指定及び大規模拡張作業の進捗状況や各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。				
					10地区(100%)	6地区(75%)	2地区(67%)	－	－	－	－					
2自然共生サイト認定登録数	0	R5	500	R8	100	－	－	500	－	－	－	生物多様性国家戦略2023-2030に基づいた30by30目標達成に向けては、OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の設定・管理の推進が鍵である。OECMのうち、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域(企業緑地、里地里山等)については、自然共生サイト認定や生物多様性増進活動促進法(令和6年法律第16号)に基づく増進活動実施計画等の認定により、OECMとしての設定・管理を進めることとしていることから、指標として選定した。また、これまでの認定数の進捗状況を踏まえて目標値を設定した。				
					184	328	569	－	－	－	－					
3我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	0.205	R5	0.3	R12	－	－	－	－	－	－	－	生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30％以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。				
					20.5%	20.8%	21.0%	－	－	－	－					
4我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合	0.133	R5	0.3	R12	－	－	－	－	－	－	－	生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30％以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。				
					13.3%	13.3%	13.3%	－	－	－	－					

達成手段 （開始年度）		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	OECMを活用 した健全な生 態系の回復 及び連結促 進事業 （令和5年度）	2,3,4	004877	(5)	世界自然遺 産等保全対 策費 （平成4年度）	3,4	004893	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－
(2)	自然環境保 全地域等保 全対策事業 （平成22年 度）	3,4	004885	(6)	国立公園等 管理等事業 費 （令和5年度）	1	004889	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－
(2)	サンゴ礁生態 系保全対策 推進費 （平成30年 度）	4	004881	(7)	ネイチャーポ ジティブ地域 づくり推進事 業	2,3,4	021718	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－
(2)	世界自然遺 産等保全対 策費 （平成4年度）	3,4	004893	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）													
		（判断根拠）													
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等														
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】													
学識経験を有する者の 知見の活用								SDGs目標との関係	【主な目標】						
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報									【副次的効果が期待される目標】						

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標 5－3 野生生物の保護・管理										担当部局名	自然環境局 野生生物課		
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。										政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定)第2部 行動計画 第1章 生態系の健全性の回復 行動目標1-3、1-6、第2章 自然を活用した社会課題の解決 具体的施策 2-5-7 クマ被害対策パッケージ(令和7年11月14日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定)、クマ被害対策ロードマップ(令和8年3月27日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定)													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
					年度ごとの実績値									
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
1 絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合	-	-	0.15	R12年度	- 0.119	- 0.128	- 0.128	- -	- -	- -	- -	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため(生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標＞具体的施策＞1-5-1 レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定「絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合」)。		
2 絶滅回避率(絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合)	-	-	1	R12年度	1 1	1 0.999	1 1	1 -	1 -	1 -	1 -	新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。		
3 都道府県が定めるクマの第二種特定鳥獣管理計画のうちゾーニング管理を考慮している計画数	20	令和6年度	34	令和12年度	- 19	- 20	- -	28 -	- -	- -	- -	クマ類の保護・管理の目的である、「地域個体群を将来にわたって安定的に存続させながら、人間との軋轢を軽減する」ことを達成するためには、野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人間と動物の棲み分けを図ることが重要であることから、ゾーニング管理を推進していく。		
4 奄美大島におけるマングースの自動撮影カメラによる撮影枚数	0枚	令和6年度	0枚	R10年度	- -	- -	0枚 0枚	0枚 -	0枚 -	0枚 -	- -	奄美大島において根絶した特定外来生物マングースについて、島外からの再侵入の有無をモニタリングし、根絶を維持する必要があるため。		
5 ヒアリの定着地点数	-	-	0地点	R8年度	0地点 0地点	0地点 0地点	0地点 0地点	0地点 -	- -	- -	- -	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。		
6 都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数	3.7人	令和4年度	5.0人	令和12年度	- 3.6人	- 4.5人	- 4.2人	5.0人 -	5.0人 -	5.0人 -	5.0人 -	鳥獣の保護及び管理を効果的に推進するためには、専門的な知見を有する職員が都道府県等の行政機関に配置されていることが重要であるため。(生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標＞具体的施策＞2-5-7 指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の適正管理の推進[重点]」に基づき、都道府県当たりの専門的知見を有する職員を確保するもの。)		
7 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	推定の中央値 ニホンジカ311万頭 イノシシ127万頭 ※令和4年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減 (ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭)	R10年度	- ニホンジカ303万頭、イノシシ122万頭	- 集計中	- 集計中	- -	- -	ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭 -	- -	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。なお、当初、令和5年度を目標年度にしていたが(生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標＞具体的施策＞2-5-7 指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の適正管理の推進[重点]」)、特にニホンジカの個体数半減が難しい状況にあることから、令和5年9月に目標年度を令和10年度まで延長することを決定した。		

	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】
	【副次的効果が期待される目標】			
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			

施策名	目標 6－1 動物の愛護・管理										担当部局名	自然環境局 総務課動物愛護管理室					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することなどにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の向上、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50％減となる2万頭以下)										政策体系上の位置付け	6. 人と自然のふれあいの推進					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度						
	1 自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の増加(増加傾向維持)(％)	61.8	H30年度	増加傾向維持	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。				
						80	82.48	集計中	-	-	-	-					
	2 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50％減となる2万頭以下)	3.8万頭	H30年度	2.0万頭	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。				
						0.9万頭	0.7万頭	集計中	-	-	-	-					
3 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(減少傾向維持)	集計中	R7年度	減少傾向維持	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。					
					-	-	集計中	-	-	-	-						
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 動物の愛護及び管理事業 (平成18年度)	1.2	4987	(5) —	—	—	(9) —	—	—	(13) —	—	—	(17) —	—	—	(17) —	—	—
(2) —	—	—	(6) —	—	—	(10) —	—	—	(14) —	—	—	(18) —	—	—	(18) —	—	—
(3) —	—	—	(7) —	—	—	(11) —	—	—	(15) —	—	—	(19) —	—	—	(19) —	—	—
(4) —	—	—	(8) —	—	—	(12) —	—	—	(16) —	—	—	(20) —	—	—	(20) —	—	—

	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等					
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】				
		【測定指標】					
	学識経験を有する者の 知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報							

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ㉓）

施策名	目標 6－2 自然資源の適切な利用										担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 総務課国民公園室 野生生物課			
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。										政策体系上の位置付け	6. 人と自然のふれあいの推進			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年5月31日閣議決定）第1部等 新時代のインバウンド拡大アクションプラン（令和5年5月30日観光立国推進閣僚会議決定） 第5次観光立国推進基本計画（令和8年3月27日閣議決定）第3章														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
	1 自然公園の年間利用者数の推移(千人)※暦年	－	－	前年度実績値比1%増	－	689655	797054	816779	－	－	－	－	自然とのふれあいの機会を増加させるため、自然公園の年間利用者数を評価する。		
						789163	808693	集計中	－	－	－	－			
	2 エコツアーリズム推進法に基づく全体構想の認定を受けた地域を1以上有する都道府県数	－	H20年度	47	R10年度	22	27	32	37	42	47	－	全体構想の認定数が増加することは、エコツアーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。		
						18	19	19	－	－	－	－			
	3 温泉の自噴湧出力量(L/分)	651265	S45年度	前年度の水準を維持	－	672510	667434	663493	－	－	－	－	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出力量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。		
						667434	663493	集計中	－	－	－	－			
	4 国民公園等年間利用者数(千人)	－	－	前年度実績値比1%増	－	9520	12727	13797	14964	－	－	－	旧皇室園地として日本の歴史・伝統に触れつつ、緑や庭園を手軽に楽しめる場を提供するため、国民公園等の年間利用者数を評価する。		
						12601	13660	14816	－	－	－	－			
	5 国立公園訪日外国人利用者数	490万人	H27年度	1,400万人	R12年度	－	－	667万人	－	－	－	－	政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」の2026年以降の取組方針において、過年度の実績値と第5次観光立国推進基本計画の目標を比較計算し目標として設定しているもの。		
						585万人	844万人	988万人	－	－	－	－			
6 みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	50	H30年度	前年度実績値比10%増	－	40	45	50	58	－	0	－	被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため設定した、総延長約1,000kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」(以下「トレイル」)を歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられる。歩く者の増減傾向を把握する測定指標として、トレイルの踏破者の申し出に対し、一部市町村が構成する協議会が実施している「踏破認定制度」における認定証の年間発行数を指標とした。			
					41	37	57	－	－	－	－				

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号					
(1)	国立公園等 利用等推進 事業費	1,2,5	004894	(5)		—	—	—	(9)	—		—	—	(13)	—	—	—	(17)	—	—	—
(2)	自然公園等 事業費等 （平成6年度）	4,5	004921	(6)		—	—	—	(10)	—		—	—	(14)	—	—	—	(18)	—	—	—
(3)	温泉の保護 及び安全・適 正利用推進 事業 （平成18年 度）	3	004920	(7)		—	—	—	(11)	—		—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—	—
(4)	国民公園等 魅力向上推 進事業 （令和2年度）	4	004924	(8)		—	—	—	(12)	—		—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—

	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）																
			（判断根拠）																
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																	
			次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】															
	【測定指標】																		
学識経験を有する者の 知見の活用									SDGs目標との関係	【主な目標】									
										【副次的効果が期待される目標】									
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																			

施策名	目標 6－3 国際観光資源の整備											担当部局名	自然環境局 総務課 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課		
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により国内外の旅行者の地域での体験や滞在の満足度の向上を図るとともに、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出す。											政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」及び2026年3月に策定された「観光立国推進基本計画」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標達成に向けた取組を進めることにより、「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現する。											政策体系上の位置付け	6. 人と自然のふれあいの推進		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	観光立国推進基本計画(令和8年3月27日閣議決定)第3 1.(2)② 等														
測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
			目標年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
1 国立公園訪日外国人利用者数	490万人	H27年度	1,400万人	R12年度	— 585万人	— 844万人	667万人 988万人	— —	— —	— —	— —	政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」の2026年以降の取組方針において、第5次観光立国推進基本計画を踏まえた目標として設定しているもの。			
2 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数(累積)	—	—	45拠点	R8年度	30拠点 30拠点	30拠点 36拠点	40拠点 40拠点	45拠点 —	— —	— —	— —	・利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施することにより、国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加に繋がることから、測定指標として選定している。目標値は、従前の実績と利用拠点数の増加傾向をベースに設定している。			
3 利用施設の多言語化	—	—	132施設	R10年度	40施設 71施設	79施設 85施設	87施設 108施設	116施設 —	124施設 —	132施設 —	— —	・国立公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンター等の施設を中心として、スマホアプリ、QRコード等のICTを駆使し、現地の自然・文化・歴史がつながる奥深い多言語解説を面的に充実させる目標を定めたもの。多言語化を望む施設に対し、引き続き整備を加速させていくことから、整備実績をベースとし、年間8施設を整備することを目標とする。			
4 ビジターセンター等機能強化	59	R5年度	74施設	令和10年度	60施設 59施設	62施設 62施設	65施設 65施設	68施設 —	71施設 —	74施設 —	— —	・国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、体験滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、機能強化の実施施設数を目標として定める。 ・自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備のいずれかを実施した場合には、1施設としてカウントする。日高山脈襟裳十勝国立公園の新規指定等により、一層の情報提供機能の強化が必要となることから、目標年を令和10年度とし、目標数を74施設とする(3施設/年)。			
5 国立公園公式英文インスタグラムのフォロワー数	12.9万	R7年度	14.2万	R10年度	— 11.9万	— 12.6万	— 12.9万	13.4万 —	13.8万 —	14.2万 —	— —	訪日外国人の国立公園誘客に寄与するため、旅行前、旅行中、旅行後を通じた継続的な国立公園の情報発信及び国立公園公式Webサイトへの誘導が可能となる英文インスタグラムのフォロワー数を測定指標として設定する。目標は、令和7年度実績を3箇年で10%伸ばす数値としている。			
7 自然公園等利用スポットの整備	0	R7年度	30	令和18年度	— —	— —	— —	3施設 —	6施設 —	9施設 —	12施設 —	・国立公園等においてインバウンドが増加する中で、国立公園等の真の魅力を満喫していただくためにも、野外フィールドにてアドベンチャーツーリズム等の自然体験アクティビティを促進することが重要であるが、自然体験を得るために必要な公園利用施設に対する来訪者の満足度が低い箇所もあり、現時点での受入環境整備は不十分な状況であるため、園地や展望台、歩道、休憩所、博物展示施設等の自然公園等利用スポットの整備を図ることで来訪者の受入環境を改善し、フィールドでの自然体験活動を促進する。(3施設/年)			

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号					
(1)	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 （令和元年度）		1.2	004265		(5)	京都御苑訪日外国人観光促進事業 （令和2年度）		1	004279		(9)	—		—	—		(13)	—		—	—	(17)	—		—	—
(2)	国立公園等多言語解説等整備事業 （(旧)国立公園多言語解説等整備事業） （平成30年度）		1.3	004266		(6)	国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業（令和3年度）		1. 6	004569		(10)	—		—	—		(14)	—		—	—	(18)	—		—	—
(3)	国立公園等利用促進事業（(旧)国立公園利用推進事業） （令和元年度）		1.4	004268		(7)	京都御苑魅力向上資源アーカイブ事業（令和3年度）		1	004598		(11)	—		—	—		(15)	—		—	—	(19)	—		—	—
(4)	国立公園利用促進円滑化事業 （令和元年度）		1.5	004269		(8)	国立公園等フィールド体験スポット整備促進事業		1. 6	022348		(12)	—		—	—		(16)	—		—	—	(20)	—		—	—

	評価結果	目標達成度の測定結果	（各行政機関共通区分）																		
			（判断根拠）																		
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																			
		次期目標等への反映の方向性	【施策】																		
	【測定指標】																				
学識経験を有する者の知見の活用									SDGs目標との関係	【主な目標】											
										【副次的効果が期待される目標】											
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報																					

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標 7－1 環境リスクの評価										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室 企画課熱中症対策室			
施策の概要	化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	①化学物質関係施策から要望される化学物質の一般環境中の残留状況について、施策の策定に活用されるように実態調査を行う。 ②化学物質の環境リスク初期評価を優先度の高いものから順次実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施することを目標とする。 ④人の血液・尿・毛髪モニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。										政策体系上の位置付け	7. 化学物質対策の推進			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
1 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	－	－	60	R8年度	80	80	80	60	－	－	－	化学物質対策に係る関係課室から一般環境における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、PFASを含む優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、令和8年度(2026年度)化学物質環境実態調査の実施方針(案)をふまえ調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。 なお、近年は測定難易度が高い物質を対象として選んでいることから、物質数を見直した。			
2 環境リスク初期評価実施物質数	－	－	8	R8年度	14	14	13	8	－	－	－	環境中の化学物質による人の健康や生態系への影響に関してスクリーニングを行う環境リスク初期評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。			
					13	12	10	－	－	－	－				
3 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数	－	－	10	R8年度	10	10	10	10	－	－	－	化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえ評価対象物質として選定した物質数を測定指標として設定した。目標値は、選定に伴う作業量、選定後の評価に要する作業量、これまでの実績等を踏まえて設定した。			
					11	16	17	－	－	－	－				
4 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	－	－	33000	R8年度	3000	3000	10000	33000	－	－	－	PFASを含む化学物質の一般的な国民のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数(基本情報を得たデータ数)を測定指標として設定した。令和8年度は1000人分のサンプルを得ることを想定してるため、PFASが23物質増加したことを参考に、23物質×1000人分の検体=23000を加算して33000とした。			
					5940	4808	47257	－	－	－	－				
5 子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	－	－	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	－	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	－	－	－	次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査を着実に進めることが必要であり、その進捗状況を測定指標としている。また、参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにするためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。			
					参加者追跡率(93%) 事業成果の情報発信及びアクリルアミド等の化学分析の実施	参加者追跡率(92%) 事業成果の情報発信及び有機フッ素系化合物等の化学分析の実施	参加者追跡率(92%) 事業成果の情報発信及び合成香料及び金属等の化学分析の実施	－	－	－	－				

	6	スギ雄花花芽調査対象都道府県数	17	令和4年度	24	R15年度	18	23	24	24	24	24	24	スギ雄花の花芽調査は林野庁と当省で共同して行っている。令和5年5月の「花粉症対策の全体像」(関係閣僚会議決定)において、「今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示す」とされ、その中で、「花芽調査の強化」が示されており、令和7年度においては令和6年度に実施した23都道府県に加え、沖縄県を追加し24都道府県としたところ。林野庁において残りの23都道府県の調査を実施しており、令和8年度においても林野庁と共同し、合計47都道府県の調査を実施していくものとして、目標値を令和15年度まで24地点として設定した。					
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	環境リスクの 評価事業 (昭和49年 度)	1, 2, 3, 4, 6	'004981	(5)	—	—	—	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—	(17)	—	—	—
(2)	子どもの健康 と環境に関す る全国調査 (エコチル調 査) (平成22年 度)	5	4797	(6)	—	—	—	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—	(18)	—	—	—
(3)	—	—	—	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—	—
(4)	—	—	—	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—

	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)																
			(判断根拠)																
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																	
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】																	
学識経験を有する者の 知見の活用								SDGs目標との関係		【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】									
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																			

施策名	目標 7－2 環境リスクの管理										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 化学物質審査室				
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。										政策評価実施予定時期	令和 9年 9月	政策評価実施時期			
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。										政策体系上の位置付け	7. 化学物質対策の推進				
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度					
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	-	-	200	R8年度	-	-	200	200	-	-	-	化審法はこれまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質について、その製造又は輸入に際し、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかどうかを審査し、判定することで適正な化学物質管理を推進している。そこで、「化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数」を年度ごとの測定指標に設定した。				
2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討	H25年度	OECD会合においてTG案の提出、採択	-	ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成	ヨコエビ試験法の検証試験の実施(継続)、卵内投与試験法のSOPの提出	ヨコエビ試験法の検証試験の実施(継続)及び検証レポートの作成、卵内投与試験法のTG化に向けた調整の継続	ヨコエビ試験の他国による検証結果等の検証レポートへの反映及びTG案の修正、卵内投与試験法のTG化に向けた調整の継続	-	-	-	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化(OECD TG化)のためのデータ提供を指標に設定した。これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法の開発を実施しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に作成したTG案について検証試験を実施しながら、引き続き各国の専門家と協議を行いながらブラッシュアップを行うことに加え、検証レポートを作成することを目 標として設定した。 卵内投与試験法については、TG化に向けた調整を継続して実施することを目標として設定した。				
3 PRTR対象物質の環境への総届出排出量(トン)の把握	-	-	110000	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間(平成29～令和3排出年度)の減少率が維持されることを目標とし、年度ごとではなく令和12年度を目標年度として目標値を設定した。				
4 化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	-	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする(27以上)	-	10以上	11以上	27以上	27以上	-	-	-	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。アドバイザー制度の認知度向上に向けた取組の検討及び企画立案を行い、派遣数の増加を目指す。令和7年度は、認知度向上に向けた各派遣分野へのアプローチとして、厚生労働省が主唱する化学物質管理強調月間の協力事業として、前年度に続き、「アドバイザー制度利用促進キャンペーン」を実施するとともに、リスクコミュニケーションをパッケージ化(プログラムの作成や参加市民の募集等を含む一連の作業を提供)して募集を行った。そのほか、新たな試みとして、PRTR届出事業者へのパンフレットの郵送を行った。令和8年度は、アドバイザー制度の見直しや、認知度向上に向けた更なる工夫の検討を進めることから、派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。				
					11	27	22	-	-	-	-					

施策名	目標7－3国際協調による取組										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 水銀・化学物質国際室						
施策の概要	化学物質関係の各条約（POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）、水銀に関する水俣条約）に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策評価実施予定時期	令和9年9月	政策評価実施時期					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策体系上の位置付け	7. 化学物質対策の推進						
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						達成
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
1 POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度（一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数）	－	－	11物質	R8年度	11	11	11	11	－	－	－	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」（平成22年3月）の調査対象物質選定要件に基づき令和7年度においては下記の通り設定した。 ・PCB類：非意図的生成やPCB特措法の観点から、長期間の継続した監視が必要 ・ヘキサクロロベンゼン：多くの地点で中位以上の濃度で検出されることから選定 ・PFOS：多くの地点で検出されており、社会的状況も踏まえて選定 ・ペンタクロロベンゼン：多くの地点で中位以上の濃度で検出されることから選定 ・ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン：2015年からの分析で上昇傾向がみられたことから選定 ・短鎖塩素化パラフィン：類縁物質の中鎖塩素化パラフィンが新規POPsに指定される見込みであることから選定 ・PFOA：多くの地点で検出されており、社会的状況も踏まえて選定 ・PFHxS：多くの地点で検出されており、社会的状況も踏まえて選定 ・デクロランプラス：新規POPsであり、継続した監視が必要 ・UV-328：新規POPsであり、継続した監視が必要 ・LC-PFCA：新規POPsに指定される見込みであり、社会的状況も踏まえて選定						
2 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数（累積）	0	H27年度	18	R8年度	－	16	17	18	－	－	－	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・令和8年度の目標値は、これまで取り組んでいる活動のうち、プロジェクト形成が期待されるものとして設定した。						
3 GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数（再分類を含む）	－	－	80	R8年度	160	80	70	80	－	－	－	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals：化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、年度毎に設定した分類物質数が必要な物質数として目標値を年度内で確実に実施することを測定指標として設定した。						
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1) 国際協調による化学物質対策事業（仮称）（平成10年度）	1, 2, 3	004936	(5) －			－	－	－	(9) －			－	－	(13) －			－	－
(2) －	－	－	(6) －			－	－	－	(10) －			－	－	(14) －			－	－

	(3) —		—	—		(7) —		—	—		(11) —		—	—		(15) —		—	—		(19) —		—	—
	(4) —		—	—		(8) —		—	—		(12) —		—	—		(16) —		—	—		(20) —		—	—
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)																					
			(判断根拠)																					
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																						
			次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】																				
	【測定指標】																							
	学識経験を有する者の 知見の活用										SDGs目標との関係	【主な目標】												
【副次的効果が期待される目標】																								
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																								

施策名	目標7-4 国内における毒ガス弾等対策										担当部局名		環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室				
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。										政策評価実施予定時期		令和9年8月	政策評価実施時期			
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。										政策体系上の位置付け		7. 化学物質対策の推進				
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解) 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定) 「第六次環境基本計画」(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度						
	1A事案区域等における環境調査等件数	-	-	-	-	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	-	-	-	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)				
2医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	-	-	-	-	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	-	-	-	健康被害者対策の実施状況を示す指標として設定。 ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して、継続的に支援を実施するものであり、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解)					
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)毒ガス弾等への対応に必要な経費(平成15年度)	1、2	168	(5)-	-	-	(9)-	-	-	(13)-	-	-	(17)-	-	-			
(2)-	-	-	(6)-	-	-	(10)-	-	-	(14)-	-	-	(18)-	-	-			
(3)-	-	-	(7)-	-	-	(11)-	-	-	(15)-	-	-	(19)-	-	-			
(4)-	-	-	(8)-	-	-	(12)-	-	-	(16)-	-	-	(20)-	-	-			

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
	【副次的効果が期待される目標】						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

施策名	目標8－1 公害健康被害対策(補償・予防)										担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室			
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。))に基づき認定患者への迅速かつ公正な補償給付等を実施するとともに、健康被害予防事業や地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。										政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。										政策体系上の位置付け	8. 環境保健対策の推進			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
	1	公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	－	－	80	R8年度	80	80	80	80	－	－	－	公害健康被害予防事業については、参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に係る測定指標として、毎年度の事業参加者アンケートにおける満足度を選定する。回答者の80%以上の方から、5段階の上位2段階までの評価が得られることを毎年度の目標として設定する。	
	2	各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	－	－	80	R8年度	80	80	80	80	－	－	－	公害保健福祉事業については、被認定者に占める事業に参加した者の延べ人数の割合を測定指標として選定する。これが80%以上となることを毎年度の目標として設定する。	
	3	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	－	－	60,000人及び75%	R8年度	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	－	－	－	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として選定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	
	4	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	－	－	60,000人及び75%	R8年度	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	－	－	－	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として設定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										達成	
5	公健法に基づく補償等の進捗状況	－	－	－	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。										

達成手段 （開始年度）		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	公害健康被害対策(補償・予防)事業 (昭和49年度)	1,2,5	4940	(5)	—	—	(9)	—	—	(13)	—	—	(17)	—	—
(2)	環境保健施策基礎調査(環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)) (平成8年度)	3,4	4941	(6)	—	—	(10)	—	—	(14)	—	—	(18)	—	—
(3)	イタイイタイ病等に関する研究・調査事業 (昭和47年度)	5	4985	(7)	—	—	(11)	—	—	(15)	—	—	(19)	—	—
(4)	—	—	—	(8)	—	—	(12)	—	—	(16)	—	—	(20)	—	—

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)																
		(判断根拠)																
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																	
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】															
学識経験を有する者の知見の活用									SDGs目標との関係		【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報																		

施策名	目標8－2 水俣病対策										担当部局名	環境保健部 企画課 特殊疾病対策室							
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年7月公布・施行）」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、関係者の皆様からの御意見・御要望を伺い、信頼関係を育みながら水俣病対策を前進させるための施策を実施する。 ※「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病にかかる補償給付については7－1に記載。										政策評価実施予定時期	令和9年8月			政策評価実施時期				
達成すべき目標	水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。										政策体系上の位置付け	8. 環境保健対策の推進							
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						達成	
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度								
	1	水俣病被害者に対する療養費の支給（支給額・百万円）	－	－	水俣病被害者に対する療養費を着実に支給	－	－	－	－	－	－	－	・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給を行っている。 ・水俣病被害者の救済を行うためには、予算事項の大部分を占める水俣病被害者に対する療養費の支給を確実に行うことが必要であるため、その支給額を測定指標として設定した。指標の性質上、目標値は設定できない。						
2	水俣病に関する総合的研究について、外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均	－	－	3	－	3	3	3	－	－	－	－	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。						
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号		
(1)	水俣病対策事業（昭和48年度）	1、2	4947	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	
(2)	【8-6再掲】国立水俣病総合研究センター（昭和53年度）	－	4984	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

施策名	目標8－3石綿健康被害救済対策										担当部局名	環境保健部 企画課 石綿健康被害対策室							
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。										政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期						
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。										政策体系上の位置付け	8. 環境保健対策の推進							
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成	
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度								
1	石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	164日	H31年度～R5年度	131日(過去5年間の平均値より2割削減)	R10年度	120	131	131	131	131	131	－	・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 ・事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時(平成18年度)の平均処理日数(173日)の3割減(120日)を維持するよう目標を設定(令和5年度まで)、令和6年度からは過去5年実績(平成31年度～令和5年度)の平均値(164日)より2割以上短縮した平均131日以内となるよう目標を設定。 ・令和6年度に目標値を達成したものの、オンライン方式による医学的判定の審議を可能とする石綿健康被害判定業務ICT化システムの利用(令和4年度～令和6年度)が終了したことから、引き続き審議の効率化に取り組む必要があるため、申請から認定・不認定決定までの平均処理日数は前年度と同じ131日とする。						
2	石綿読影の精度確保等調査事業への参加自治体の石綿関連所見の読影精度(感度)(%)	69	R3年度～R5年度	前年度以上の割合	当該年度	－	－	69	70	－	－	－	・自治体の既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備するため、石綿読影の精度確保等に関する検討会報告書(令和7年3月)を踏まえて、引き続き石綿読影の精度確保等調査を継続し、石綿関連所見の読影精度の向上に向けた知見の収集、検討を行っていくこととした。 ・調査参加自治体の既存検診における石綿関連所見の読影精度を把握する観点から、胸部CT検査で石綿関連所見が検出されたうち胸部エックス線でも検出できた割合を算出したもの(感度)を指標とする。 ・基準は、報告書のなかで取り上げられた令和3年度～令和5年度の平均値を目標とする。						
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号		
(1)	石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)	1、2、3	4948	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

施策名	目標8－4環境保健に関する調査研究											担当部局名	環境保健部 企画課熱中症対策室					
施策の概要	近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。											政策評価実施予定時期	令和9年9月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	あらゆる主体が熱中症予防行動をとるよう促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。											政策体系上の位置付け	8. 環境保健対策の推進					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日) 6.(2)(安全・安心) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和6年6月21日) IX.1.(3)② において熱中症対策を記載																	
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
	1	指定暑熱避難施設を開設している市区町村数(団体)	－	－	1741	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	令和6年度気候変動適応法に基づき、市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、適当な冷房設備を有する等の一定の条件を満たした施設を指定暑熱避難施設として指定することができる。指定暑熱避難施設を指定している市町村数を測定指標とすることで、地域における熱中症対策の進捗状況について把握する有用な指標と考えられる。 また、指定暑熱避難施設の指定については法的な義務等はないものの、すべての市区町村において取組を実施すべく、特別区を含む1741市区町村数を、足元の設置状況等も鑑み、熱中症対策実行計画の中期的な目標である2030年(令和12年度)までに目標達成することと設定した。				
	2	普及啓発の強化、気候変動適応法に基づく施策の実施等、R6年度(改正法の全面施行)時点と比較し、一層の熱中症対策を行う地方自治体の割合(%)	－	令和6年度	50	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において ・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化 ・気候変動法に基づく施策の実施 等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めていく。 なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定する。実測値は、設定された指標上、令和6年度との比較で得られることとなっているため、令和7年度から取得が可能。目標の達成状況の確認については、地方公共団体向けに「熱中症警戒アラート」等に関する意識調査を実施予定。目標値については、一層の熱中症対策を促すためことを目的に、目標最終年度(令和12年度)「50%」に設定した。				
	3	熱中症による5年移動平均死者数(人)	1295	令和4年度(概数)	650	R12年度	1200	1100	1000	900	－	－	－	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標(2030年)として、熱中症による死亡者数(5年移動平均死亡者数)」について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。				
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	熱中症対策推進事業(平成24年度)	1, 2, 3	005680	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－

	(4) —		—	—		(8) —	—	—		(12) —	—	—		(16) —	—	—		(20) —	—	—
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)																	
			(判断根拠)																	
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																		
			次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】																
	【測定指標】																			
	学識経験を有する者の 知見の活用											SDGs目標との関係	【主な目標】							
【副次的効果が期待される目標】																				
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																				

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ③③）

施策名	目 標 9－1 経済のグリーン化の推進										担当部局名	大臣官房 環境経済課 総合政策課			
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。										政策体系上の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画「第3章第2節、第3節、第7節」(令和7年2月18日閣議決定) ・政府実行計画「第4」(令和7年2月18日閣議決定) ・脱炭素成長型経済構造移行推進戦略「2. 」(令和7年2月18日閣議決定) ・第五次循環型社会形成推進基本計画「5. 」令和6年8月2日閣議決定)														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
1 環境産業の市場規模(兆円)	約90	H18年度	増加傾向の維持	－	－ 約130	－ 約136	－ 集計中	－	－	－	－	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。			
2 環境産業の雇用規模(万人)	約219	H18年度	増加傾向の維持	－	－ 約292	－ 約296	－ 集計中	－	－	－	－	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。			
3 地方公共団体におけるグリーン購入実施率(%)	58.8	R3年度	増加傾向の維持	－	－ 55	－ 53.2	－ 集計中	－	－	－	－	国及び独立行政法人等に限らず、努力義務である地方公共団体のグリーン購入の取組実施率が着実に向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場拡大に資すると考えられるため。			
4 特定調達品目における循環性基準の導入等の検討実施率(%)	62.5	R6年度	増加傾向の維持	R12年度	－ －	－ 62.5	－ 73.5	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において、2030年度までに全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこととしており、検討率が着実に向上することによって環境に配慮した製品・サービス等の市場拡大に資すると考えられるため。			
5 国等における環境配慮契約実績(電気・高圧・特別高圧) 契約割合(%)	85.5	R3年度	増加傾向の維持	－	－ 82.9	－ 83.5	－ 集計中	－	－	－	－	国及び独立行政法人等における電力の供給を受ける契約の環境配慮契約実施割合が着実に向上することによって、温室効果ガス等の排出の削減に資すると考えられるため。			
6 電力契約で仕様書に再エネ比率を60%以上と記載した件数の割合(%)	45	R7年度	100	R12年度	－ 9.24	－ 20.6	－ 45	－	－	80 －	－	政府実行計画(2025年2月閣議決定)において、2030年度までに各府省庁の調達電力の再エネ比率を60%以上とする目標を踏まえ、環境配慮契約法では電力の供給を受ける契約において仕様書等に調達電力の最低限の再エネ比率を記載することとしている。環境配慮契約法に基づき、国や独立行政法人等が高い再エネ比率の電力の供給を受ける契約を行うことで、温室効果ガス等の排出削減に資すると考えられるため。			
7 エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	6,971	H23年度	増加傾向の維持	－	－ 7521	－ 7552	－ 7527	－	－	－	－	環境経営の実効性向上に向けた中堅・中小企業における取組の拡大は、事業活動における環境配慮促進につながり、経済のグリーン化に資すると考えられるため。			
8 国内のグリーンbond及びグリーンローンの発行件数	171	R3年度	増加傾向の維持	－	－ 414	－ 480	－ 458	－	－	－	－	グリーンbond及びグリーンローンの発行を通じて、民間資金をグリーンプロジェクトへ誘導していくことは、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会の実現に資すると考えられるため。			

	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報						

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ③⑤）

施策名	目標 9－3 環境教育・環境学習の推進											担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境教育推進室					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体により、学校、家庭、地域等のあらゆる機会において、SDGs達成に貢献するESDの視点を取り入れ、生涯にわたり質の高い環境教育・環境保全活動を実践するための各種施策を総合的に推進していく。											政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。											政策体系上の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備					
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号） ・環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（令和6年5月14日閣議決定） ・我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				達成			
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度						R11年度		
	1	教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の受講者数	－	－	700	毎年度	500	500	550	700	700	700	700	学校・地域において環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成状況を測定する指標となるため選定した。目標値については、過年度までの実績を踏まえ、設定した。				
					397	620	870	－	－	－	－							
2	ESD活動支援センターの相談対応件数	－	－	876	令和10年度	450	550	700	750	－	876	－	目標年度の目標値については、令和6年5月14日に閣議決定された環境教育等推進基本方針に「ESD活動支援センターにおける学校等からの相談対応件数（令和4年度：438件）を令和10年度に倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度の向上と、学校と地域等を繋ぐ中間支援機能をより一層充実させること」と記載されたことを踏まえ、設定した。					
				531	661	705	－	－	－	－								
3	RCE認定拠点数 ProSPER.Net加盟校数	－	－	255	令和8年度	240	255	260	255	－	－	－	国連大学が実施するESDプログラムへ拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点（RCE）、アジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク（ProSPER.Net）のネットワーク化を推進・強化するため、指標として適切と考えた。目標値については、過年度までの実績を踏まえ、設定した。					
				245	257	260	－	－	－	－								
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	環境教育強化総合対策事業（平成8年度）	1 004961	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	
(2)	「国連ESDの10年」後の環境教育推進費（平成27年度）	2 004961	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	
(3)	国連大学拠出金（平成15年度）	3 004961	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	
(4)	－	－	－	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
	【副次的効果が期待される目標】						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ③⑥ ）

施策名	目標 9－4 環境基本計画の効果的実施											担当部局名	大臣官房 総合政策課環境計画室												
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。											政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期											
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進											政策体系上の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備												
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																								
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成													
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			R11年度												
	1	環境白書、英語版白書の作成及びウェブサイトのアクセス数前年度比10%増加	781,814	R7年度	859,995	R8年度	—	—	1,436,782	859,995	—	—	—	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境保全等に関する年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会に提出しており、環境基本計画の効果的な実施のためには、国をはじめ地方公共団体、事業者、国民、NPO等の主体的な関わりが重要であり、これに向けて環境白書を広く普及し、積極的かつ自主的に取り組む契機としていくことが必要であるため。環境省ウェブサイトで公表している環境白書へのアクセス数について、減少分の回復を目指すとして、前年度比10%増を目指す。											
2	環境産業の市場規模等に関する調査結果のウェブサイト及び環境白書での公表並びにウェブサイトのアクセス数前年度比10%増加	34,204	R7年度	37,624	R8年度	—	—	42,960	37,624	—	—	—	・環境産業の市場規模等を調査・推計することにより、経済・社会の現状及びグリーン化の進展状況を適切に把握し、持続可能な社会の実現に向けた環境産業全体の動向を見定めるとともに周知する必要があるため。環境省ウェブサイトで公表している環境産業の市場規模調査報告書のアクセス数について、環境白書における目標値と合わせて、前年度比10%増を目指す。												
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠												達成									
	3	各種調査、検討会等で得たデータや知見の第六次環境基本計画の点検への活用	第六次環境基本計画の点検	毎年度	・第六次環境基本計画に基づき、計画の総合的な進捗状況の点検を行うこととしており、計画の効果的な点検のためには、様々なデータや多様な主体の意見等を幅広く取り入れる必要があるため。 参考指標:第六次環境基本計画に記載の個別施策について、環境基本計画の点検5年目(令和10年度)までに、「ウェルビーイング／高い生活の質」の内容や点検方法等に係る整理・検討を進め、環境基本計画において重点戦略としている六つの環境政策について、指標を活用した「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現へ計6件のロジックモデル設定を目指す。 ※ウェルビーイング指標の設定件数は、設定指標の質の確保を考慮すれば、毎年度一定数の成果が出る類のものではなく、計画の点検全体に係る検討の進捗状況に応じて加速度的に増加するものと想定している。 よって、この指標は事業の着実な実施を示す参考指標であり、本事業の達成度を測る目標指標には設定していない。																				
4	見積り方針の調整結果の取りまとめ・国会等への説明及び環境白書での公表	政府の環境保全に係る施策の全体像の把握・周知	毎年度	・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととしており、この環境保全経費の取りまとめを通じ、政府の環境保全に係る施策の全体像を把握・周知することが可能となるため。 参考指標:当初予算案における環境保全経費の金額 令和5年度予算案:1兆6,399億円 令和6年度予算案:2兆1,427億円 令和7年度予算案:2兆3,456億円 令和8年度予算案:3兆2,835億円 ※この指標は事業の着実な実施を示す参考指標であり、本事業における目標指標には設定していない。																					
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号								
	(1)	環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度)		1	4965		(5)	グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)		2	4965		(9)	—		—	—	(13)	—	—	—	(17)	—	—	—
	(2)	環境保全経費見積調整費(昭和46年度)		4	4965		(6)	—		—	—		(10)	—		—	—	(14)	—	—	—	(18)	—	—	—

	(3)	環境統計・環境情報の総合的な整備推進費 (平成22年度)	3	4965		(7)	—	—	—		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
	(4)	環境基本計画推進事業費 (平成7年度)	3	4965		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)																					
			(判断根拠)																					
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																						
			次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】																				
	学識経験を有する者の知見の活用						SDGs目標との関係	【主な目標】																
								【副次的効果が期待される目標】																
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報																								

施策名	目標 9－5 環境アセスメント制度の適切な運用と改善											担当部局名	大臣官房 環境影響評価課					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。											政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。											政策体系上の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備					
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定))第3章第7節 エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)Ⅴ3 海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)第2部5 第6次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成	
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	-	-	-	-	- 854	- 879	- 903	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						
2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	-	-	-	-	- 875	- 927	- 970	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						
3 環境アセスメントデータベースEADASに掲載されているレイヤ(地図情報)数[件]	-	-	-	-	- 620	- 620	- 623	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						
4 環境影響評価に係る書類の継続公開件数	-	-	-	-	- -	- -	- 135	-	-	-	-	令和7年に環境影響評価図書の制度的な継続公開等に関する改正環境影響評価法が成立したことを受け、環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1) 環境影響評価制度合理化・最適化経費(昭和55年度)	1,2,3	004969	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-	-	-	-	

		(2)	ゼロカーボン シティ実現に 向けた地域の 気候変動対 策基盤整備 事業(令和3 年度)(関連: 環境省R4-43)	1,2,3	005003		(6)	—	—	—		(10)	—	—	—		(14)	—	—	—		(18)	—	—	—
		(3)	環境保全と利 用の最適化に よる地域共生 型再エネ導入 加速化検討 事業(令和6 年度)	1,2,3	007455		(7)	—	—	—		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
		(4)	—	—	—		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価 結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)																						
			(判断根拠)																						
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																							
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】																						
	【測定指標】																								
	学識経験を有する者 の知見の活用										SDGs目標との関係		【主な目標】												
【副次的効果が期待される目標】																									
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																									

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 8 - ③⑧)

施策名	目標 9－6 環境問題に関する調査・研究・技術開発											担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境研究技術室				
施策の概要	脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築や、安全確保に資する研究開発等の各種技術開発・調査研究を実施するとともに、データベース構築等の知的研究基盤の整備や人材育成、環境スタートアップ支援等を通じた質の高い研究成果の社会実装などにより、環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。											政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期			
達成すべき目標	環境研究・技術開発の推進により、環境・経済・社会の統合的向上の高度化を図ることで、「ウェルビーイング／高い生活の質」につながる経済社会システムの実現に寄与する。											政策体系上の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備				
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第7期科学技術・イノベーション基本計画(令和8年3月27日閣議決定)第5章2. 等 第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 統合イノベーション戦略2026(令和8年7月●日閣議決定【P】)3. (2)⑤等																
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度						
	1	環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数／全評価対象課題数)	-	-	93%以上 (令和5年度までは70%以上)	各年度	70%以上	93%以上	93%以上	93%以上	—			—	—	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。目標値の設定は、研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価(5段階中上位2段階の評価の割合)を獲得する課題数の割合について、前中期目標期間実績平均値と同程度を確保(R6年度より第5期中期目標期間となるため、前中期目標期間実績：平均93%)とする。 ※前中期目標期間：令和1年度～令和5年度 第5期中期目標期間：令和6年度～令和10年度	
2	環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)の採択事業者による本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続割合(単位：%)	-	-	0.8	各年度	80	80	80	80	—	—	—	イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では、持続可能な社会の実現に向けた現状とのギャップを埋めるイノベーションの創出を目的とし、イノベーション創出の担い手として重要性が増すスタートアップを対象に、環境技術の研究開発・事業化の支援を行う。そこで、本事業のうち環境保全研究費補助金によって事業化支援を行ったスタートアップに対し、年度ごとに本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続確認を行い、本事業の成果の指標とする。				
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	環境研究総合推進費(環境研究・技術開発推進費は平成13年度から開始) ※1 平成22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、平成23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。 ※2 本事業の配分・契約等の業務は、平成29年度より(独)環境再生保全機構に移管。	1	004998	(5)	熱中症対策推進事業(平成24年度)	-	005680	(9)	国立水俣病総合研究センター(昭和53年度)	-	004984	(13)	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援事業(平成18年度)	-	004988	(17)	-

	(2)	環境研究・技術開発推進事業（平成18年度）	1	004976		(6)	子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）（平成22年度）	-	004797		(10)	GOSATシリーズによる地球環境観測事業（平成18年度）	-	004989		(14)	地域共創・セク	-	005019		(18)	-	-	-								
	(3)	イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業（令和3年度）	2	005649		(7)	水俣病対策事業（昭和48年度）	-	004947		(11)	農業環境影響評価対策費（平成19年度）【関連R5-11】	-	004822		(15)	-	-	-		(19)	-	-	-								
	(4)	環境リスクの評価事業（昭和49年度）	-	004981		(8)	イタイイタイ病等に関する研究・調査事業（昭和47年度）	-	004985		(12)	大気汚染防止推進費（昭和47年度）	-	004780		(16)	-	-	-		(20)	-	-	-								
	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）																													
			（判断根拠）																													
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																														
																					次期目標等への反映の方向性	【施策】										
	【測定指標】																															
	学識経験を有する者の知見の活用								SDGs目標との関係	【主な目標】																						
												【副次的効果が期待される目標】																				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報																																

施策名	目 標 9－7 環境情報の整備と提供・広報の充実										担当部局名	大臣官房総務課環境情報室 大臣官房総務課 総務課広報室 大臣官房総合政策課					
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。										政策体系上の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備					
施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等																
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成				
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度						
	1 環境省ホームページへのアクセス数	環境省ホームページへのアクセス数	－	2,000,000,000	－	177,461,948	179,136,117	280,000,000	2,000,000,000	－	－			－	環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用されている。アクセス数の向上は利用者ニーズに応じた情報の提供がなされているかの評価の指標として有効である。目標値の設定は、引き続き、充実した発信・情報提供をめざすことを目標に、前年度の実績を踏まえて、「2,000,000,000」（20億）を目標とした。		
	304,707,321	843,051,978	2,020,108,699	－	－	－	－										
	2 X（旧Twitter）を使った年間の投稿数 ※英語アカウントの投稿数も含む	X（旧Twitter）を使った年間の投稿数 ※英語アカウントの投稿数も含む	－	1,100	R8年度	－	－	1,100	1,100	－	－			－	環境問題の解決には、国内外の各界各層の理解・参画が不可欠であり、このため、環境に関するテーマ、日本の環境政策等について、効果的なタイミングでSNSを通じて、国内外に発信を行っているため、X（旧Twitter）を使った年間の投稿数を指標とした。また、過年度の投稿数と同等以上の投稿を行うこと目標に、過去3か年の投稿数の平均値である1100回を目標とした。		
1,188	1,047	1,043	－	－	－	－											
3 研修等実施回数	研修計画書に基づく研修等の実施	－	35	R8年度	31	30	34	35	－	－	－	毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施している。研修計画書は昨今の環境行政の抱える課題や研修受講団体のニーズを反映して策定しており、これに沿って研修を実施することが環境行政の各種施策を推進する基盤の整備に資すると考えられることから、研修計画書に記載の研修数を目標値とした。					
					23	30	34	－	－	－	－						
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進事業（平成22年度）	1	4965	(5) 諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析（平成23年度）			－	4993	(9) ー			－	ー	(13) ー			－	ー
(2) 環境調査研修所（昭和48年度）	3	4992	(6) ー			ー	ー	(10) ー			ー	ー	(14) ー			ー	ー
(3) 情報基盤の強化対策費（平成7年度）	1	4990	(7) ー			ー	ー	(11) ー			ー	ー	(15) ー			ー	ー
(4) 環境保全普及推進費（平成2年度）	2	4991	(8) ー			ー	ー	(12) ー			ー	ー	(16) ー			ー	ー

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ④0 ）

施策名	目標 10－1 地域の脱炭素化の推進										担当部局名	大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室			
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	・2050年カーボンニュートラルを2030年度までに前倒しで達成を目指す脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。 ・脱炭素の基盤となる地域共生・裨益型再エネ、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなどの重点対策加速化事業を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する。 ・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。										政策体系上の位置付け	10. 地域脱炭素の推進			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）」														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
	1	人口1万人以上の地方公共団体における具体的な脱炭素施策の実施率	－	一年度	1	R12年度	－ 75%	－ 79%	－ 84%	－ －	－ －			－ －	地球温暖化対策の推進に関する法律において、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとされており、その進捗状況を把握するため。なお、小規模な地方公共団体における人員・専門人材不足による困難性等を踏まえ、人口1万人以上の地方公共団体を対象とした。小規模な地方公共団体における取組については、都道府県等が主導して管内の地方公共団体の脱炭素施策をけん引していくよう事業を支援していく。
2	地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率	－	一年度	1	R12年度	－ 69%	－ 71%	－ 73%	－ －	77% －	83% －	89% －	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体、一部事務組合及び広域連合は、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定をするものと定められているため		
3	第一次国土強靱化実施中期計画における、公共施設等への災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了施設数	－	一年度	4000か所	R17年度 ※R12年度までに2500か所という中期目標あり	－ 822	－ 1010	1000 1215	－ －	－ －	－ －	－ －	第一次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）において、地域における防災力の一層の強化として「避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築」で「指定避難所（約82,000 か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000 か所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率 62.5%【R12】→100%【R17】」を目標としているため。なお、R7年度の目標値については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）において「災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数」を令和7年度までに1000箇所とする目標が定められてることから記載している。		
4	脱炭素先行地域選定数（累積）	－	一年度	少なくとも100地域	R7年度	－ 73	－ 81	少なくとも100地域 102	－ －	－ －	－ －	－ －	脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す地域であり、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。		
5	脱炭素化支援機構の実投融资額（累積：億円）	－	一年度	5,020億円	R32年度	－ 0.3	－ 54	－ 175	－ 451	820.3 －	－ －	－ －	株式会社脱炭素化支援機構は、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に向けて、資金供給その他の支援を通じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動を支援しており、脱炭素化支援機構の実投融资額を測定指標とした。		

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	地域脱炭素 の推進に向 けた基盤情 報整備事業 （令和8年度）	1,2	021505	(5)		特定地域脱 炭素移行加 速化交付金	1,2,4	7469	(9)	－		－	－	(13)	－	－		－	(17)	－	－	－
(2)	地域脱炭素 実現に向けた 具体施策実 装支援事業 （令和7年度）	1,2	021490	(6)		株式会社脱 炭素化支援 機構出資金 （令和4年度） （財政投融 資）	5	5851	(10)	－		－	－	(14)	－	－		－	(18)	－	－	－
(3)	地域レジリエ ンス・脱炭素 化を同時実 現する公共避 難施設・防災 拠点への自 立・分散型エ ネルギー設備 等導入推進 事業等（令和	3	4766	(7)		－	－	－	(11)	－		－	－	(15)	－	－		－	(19)	－	－	－
(4)	地域脱炭素 移行・再エネ 推進交付金 （令和4年度）	1,2,4	1900	(8)		－	－	－	(12)	－		－	－	(16)	－	－		－	(20)	－	－	－

	評価 結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）																
			（判断根拠）																
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																	
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】																
	学識経験を有する者の 知見の活用							SDGs目標との関係		【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】									
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																			

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 8 - ④1)

施策名			目標10－2 地域循環共生圏づくりの推進										担当部局名			大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室											
施策の概要			地域トランジションモデル形成、地域循環共生圏づくりの支援体制構築、地域間ネットワーク強化・情報発信により、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。										政策評価実施予定時期		令和9年8月		政策評価実施時期										
達成すべき目標			地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地域を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。										政策体系上の位置付け		10. 地域脱炭素の推進												
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）			第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 地球温暖化対策計画 第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」																								
測定指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							達成							
							年度ごとの実績値																				
			基準年度		目標年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度														
1 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を行っている基礎自治体数（累積）			－ 一年度		300自治体 R12年度		70	168	190	212	234	256	278	持続可能な社会を構築していくため、地域循環共生圏づくりに取り組む自治体数を測定する必要がある、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により測定する。地域循環共生圏づくりに取り組む主体は必ずしも自治体だけではないが、民間の主体が活動主体であった場合は、モデル事業による支援等を通じて、自治体との連携を促す。													
							146	167	199	－	－	－	－														
達成手段（開始年度）			関連する指標		行政事業レビュー事業番号		達成手段（開始年度）			関連する指標		行政事業レビュー事業番号		達成手段（開始年度）			関連する指標		行政事業レビュー事業番号		達成手段（開始年度）			関連する指標		行政事業レビュー事業番号	
(1) 地域循環共生圏創造事業費(令和6年度)			1		7461		(5) ー			ー		ー		(9) ー			ー		ー		(13) ー			ー		ー	
(2) ー			ー		ー		(6) ー			ー		ー		(10) ー			ー		ー		(14) ー			ー		ー	
(3) ー			ー		ー		(7) ー			ー		ー		(11) ー			ー		ー		(15) ー			ー		ー	
(4) ー			ー		ー		(8) ー			ー		ー		(12) ー			ー		ー		(16) ー			ー		ー	
目標達成度合いの測定結果			(各行政機関共通区分)																								
			(判断根拠)																								

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】
						【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報						

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報						

施策名	目標11－2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等										担当部局名	環境再生グループ(環境再生・資源循環局) 環境再生担当参事官室 復興再生利用・最終処分手業推進担当参事官室 復興再生利用・最終処分戦略担当参事官室 放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室 福島環境再生事業監理室					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。										政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。										政策体系上の位置付け	11. 放射性物質による環境の汚染への対処					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和7年6月20日閣議決定)1.(1)② ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)1.(2) ・福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた再生利用等の推進に関する基本方針(令和7年5月27日決定)全文 ・福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ(令和7年8月26日決定)全文																
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度						
	1 除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	－	－	331箇所	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定				
2 福島県外で発生した除去土壌の処分量(m ³)	－	－	福島県外で発生した除去土壌の処分の完了	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定					
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠											達成		
	3 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び処理の推進	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の完了	長期的な目標	令和8年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定													
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 除去土壌等適正管理・原状回復事業(平成23年度)	1、2	649	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－	(21) －	－	－
(2) 中間貯蔵関連事業(平成23年度)	3	650	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－	(22) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－	(23) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－	(24) －	－	－

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

施策名	目標11－3 特定復興再生拠点等の整備											担当部局名	環境再生グループ(環境再生・資源循環局) 環境再生担当参事官室 福島環境再生事業監理室					
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画に沿って、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。											政策評価実施予定時期	令和9年8月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域、及び特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還居住区域の復興及び再生を推進する。											政策体系上の位置付け	11. 放射性物質による環境の汚染への対処					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)2. (1) ・福島復興再生基本方針(改定)(令和5年7月28日)第2部 第4 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和3年3月9日閣議決定)1. (2)② ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和7年6月20日閣議決定)1. (1)③																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
	1	特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数(累計)	0	H29年度	6	長期的な目標	—	—	—	—	—	—	—	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。				
	2	特定帰還居住区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計)	0	R7年度	6	R11年度	—	—	—	—	—	—	6	・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。				
3	特定帰還居住区域における解体工事完了町村数(累計)	0	R7年度	6	R11年度	—	—	—	—	—	—	6	・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。					
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	特定復興再生拠点整備事業(平成29年度)	1,2	651	(5)	—	—	—	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—	(17)	—	—
(2)	特定帰還居住区域整備事業(令和5年度)	2,3,4	19701	(6)	—	—	—	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—	(18)	—	—
(3)	—	—	—	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—
(4)	—	—	—	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
	【副次的効果が期待される目標】						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

施策名	目標 11－4 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策										担当部局名	環境保健部 放射線健康管理担当参事官室				
施策の概要	東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。										政策評価実施予定時期	令和 9年 8月	政策評価実施時期			
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消										政策体系上の位置付け	11. 放射性物質による環境の汚染への対処				
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和6年3月19日閣議決定)1.(2)⑦ ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針(令和5年7月28日)第3部 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針(平成27年8月25日改定)Ⅲ 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項															
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成			
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度					
	1	研究の公知化件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	15	H24年度	15	R8年度	-	-	-	15	-			-	-	有識者による審査を経て採択された研究課題の遂行により得られた成果が、学会発表や査読付き論文への投稿等により公知化されることが期待されるため、公知化件数を測定指標として選定した。各研究課題につき1件以上の公知化を図るため、令和8年度の当初採択件数が15件であったことを踏まえ、目標値を15件に設定した。
							-	-	-	-	-			-		
	2	受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)	83	R2年度	80	R8年度	80	80	80	80	-			-	-	地域の住民が抱える放射線の健康不安に身近で対応する自治体職員や放射線相談員に対して、研修会の開催や専門家の派遣等を行う事業である。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は令和2年度の実績を踏まえて80%以上と設定する。
						98	94	98.5	-	-	-	-				
3	受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会等平均)	98	R2年度	80	R8年度	80	80	80	80	-	-	-	地域の住民が抱える放射線に対する健康不安等に対し、自治体だけでは対応が難しい住民セミナーや車座意見交換会の場を通じて、リスクコミュニケーションをきめ細やかに実施している。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は、保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣と同じ目標値80%以上と設定する。			
						99	99	96.7	-	-	-	-				
4	東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、「起こる可能性は低い・極めて低い」と認識する人の割合(%) (セミナー・ワークショップ受講後)	93.9	R3年度	80	R8年度	-	-	-	80	-	-	-	放射線の健康影響に関する情報発信事業及び福島県外におけるリスクコミュニケーション事業では、セミナーやワークショップ等を通じて、放射線の健康影響に関する科学的知見の普及及び理解促進を図っている。 本指標は、これらの取組による理解促進及び意識変容の効果を把握するため、受講後アンケートにおいて、原発事故による次世代以降への健康影響について「起こる可能性は低い」と認識した者の割合を測定するものである。 目標値は、令和7年度までの県外リスクコミュニケーション事業における実績及び、ぐるプロジェクトにおける目標値を踏まえ、80%以上と設定する。			
						93.7	94	85.6	-	-	-	-				

測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠												達成	
5 福島県「県民健康調査」の円滑な実施		福島県「県民健康調査」の着実な実施		—	東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県県民健康管理基金」に交付金(782億円)を拠出しており、国として継続して県民健康調査が円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることから指標として選定。													
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号			
(1)	原子力被災者に対する健康管理・健康調査 (平成23年度)	1,2,3,4,5	4995		(5)	—	—		—	(9)	—		—	—	(13)	—	—	—
(2)	—	—	—		(6)	—	—		—	(10)	—		—	—	(14)	—	—	—
(3)	—	—	—		(7)	—	—		—	(11)	—		—	—	(15)	—	—	—
(4)	—	—	—		(8)	—	—		—	(12)	—		—	—	(16)	—	—	—
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)															
			(判断根拠)															
		目標達成が 出来なかつた要因、 その他施策の 課題等																
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】															
	【測定指標】																	
学識経験を有する者の 知見の活用								SDGs目標との関係	【主な目標】									
									【副次的効果が期待される目標】									
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																		